

松伏町第 6 次総合振興計画 (序論、基本構想案)

松 伏 町

第1章 序論	1
1. 第6次総合振興計画の策定にあたって.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画策定の基本指針.....	1
(3) 計画の構成と期間.....	2
2. 計画策定の背景.....	4
(1) 町を取り巻く社会潮流.....	4
(2) 町の現状.....	6
(3) 町民意向調査.....	19
(4) 高校生まちづくりワークショップ.....	25
(5) 地区別町民懇話会.....	26
3. 今後のまちづくりの主な課題.....	27
第2章 基本構想	31
1. 将来像.....	31
2. まちづくりの基本理念.....	32
3. まちづくりの目標.....	33
4. 将来目標人口.....	47
5. 土地利用構想.....	48

第1章 序論

1. 第6次総合振興計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本町は、2014年度（平成26年度）を始期とし、「笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！」を将来像に掲げた松伏町第5次総合振興計画を策定し、さまざまな施策に取り組んできました。

この間、出生率の低下による人口減少・少子高齢化の進行、地球温暖化や海洋プラスチックごみ汚染など地球規模での環境問題の深刻化、AI・IoTなどの先端技術を産業や社会生活に取り入れた Society5.0*の推進など、社会経済環境は大きく変化しています。

このように、社会が大きな転換を迎える中では、社会変化を見据え、本町の将来のあり方を展望し、総合的かつ計画的なまちづくりが重要となります。

こうした状況を踏まえ、現行計画が2023年度（令和5年度）で終了することから、長期的なまちづくりの指針として、新たなまちづくりの計画を策定するものです。

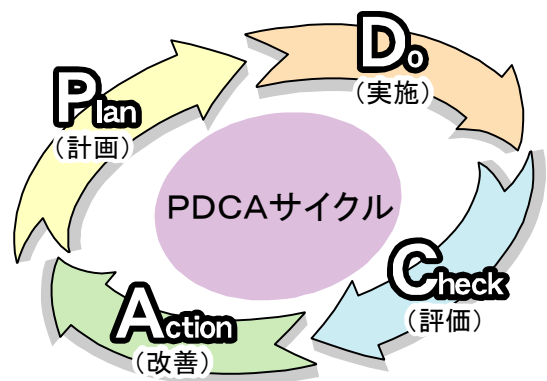
(2) 計画策定の基本指針

①町民と共有できる計画

多様化、複雑化する町民ニーズに対応したまちづくりを行うため、本町の進むべき方向を町民と共有し、まちづくりへの町民の主体的な参画と行政との協働を進める指針となる計画とします。

②実効性のある計画

本計画に位置づけた取組を効果的に推進するため、まちづくりの重点課題を明確にし、第6次総合振興計画期間中に優先的・重点的に取り組むべき施策を絞り込み、戦略的かつ実効性のある計画とします。そのため、成果指標やKPIを設定し、PDCAサイクルに基づき適切に進行管理し、成果を公表していきます。



*Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

③（仮称）松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）と一体的に進める計画

まち・ひと・しごと創生法に基づく「松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、国が推進している新たな総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略※」に則して改定するとともに、第6次総合振興計画と一体的に進めていきます。

（3）計画の構成と期間

基本構想

本町が目指す将来像とそれを実現するための長期的な指針として、土地利用構想や将来人口推計、また施策の大綱などを定めます。

計画期間は2024年度（令和6年度）から2033年度（令和15年度）までの10年間とします。

基本計画

基本構想に定めた将来像を実現するため、施策の大綱に基づき基本指針と成果指標、個別の施策を体系的に示します。

計画期間は5年間で、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年）度までを前期基本計画、2029年度（令和11年度）から2033年度（令和15年度）までを後期基本計画とします。

実施計画

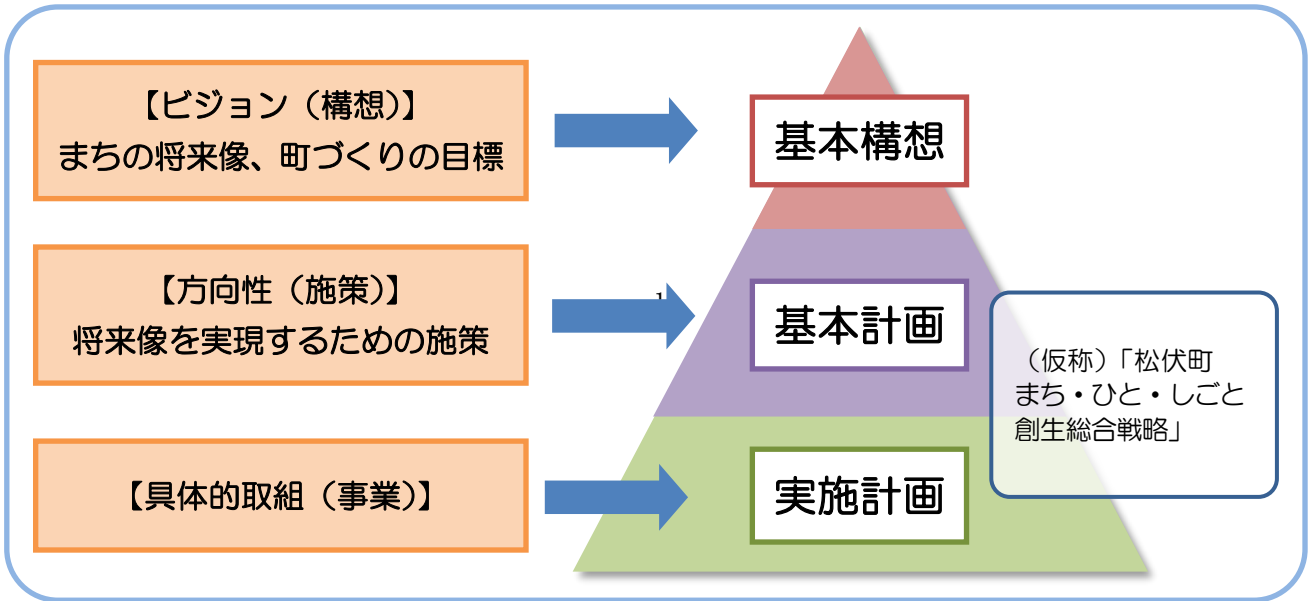
基本計画で示された施策を実現するための行政計画で、予算編成や行政運営の指針となります。計画期間は3年間で、毎年度更新します。

（仮称）松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略

デジタルを活用して、地域の社会課題の解決や魅力向上などの地方創生に対し、戦略的に取り組む施策を示します。計画期間は、基本計画と同じ、5年間です。

※デジタル田園都市国家構想総合戦略：国は、デジタルの力を活用して地方創生を加速化するため、デジタル田園都市国家構想を目指しているが、これまでの地方創生である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改定した令和5年度から5ヵ年の総合戦略である。

基本構想と基本計画の関係



年 度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)	2031 (令和13)	2032 (令和14)	2033 (令和15)
基本構想	← 10カ年 →									
基本計画	← 前期基本計画 →					← 後期基本計画 →				
実施計画	← →		← →			← →				
(仮称) 松伏町 まち・ひと・しごと 創生総合戦略	← →									

2. 計画策定の背景

(1) 町を取り巻く社会潮流

①人口構造の変化

わが国は、2010年（平成22年）を境に人口減少局面に入っています。2020年（令和2年）の国勢調査人口は1億2,614万人ですが、前回の2015年（平成27年）の国勢調査から約95万人減少しています。死亡数が出生数を上回っていることが要因であり、今後も減り続けると見込まれます。

一方、人口構成で多くを占める団塊の世代と呼ばれる1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）までに生まれた世代は2025年（令和7年）までに75歳以上の後期高齢者となり、高齢化のスピードは今後ますます早まると見込まれます。

若い世代が安心して働き、こどもを産み育てやすい社会経済環境の実現を図るとともに、人口減少社会にあっても活力あるまちづくりを進めていく必要があります。

②経済・労働環境の変化への対応

近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、働き方や暮らし方などが変化してきました。

働き方の変化としては、テレワークが浸透することにより、在宅勤務やリモートワークなど、新しい働き方が普及し、暮らし方の変化としても、都心への通勤から自宅や地域での生活圏内での行動増加に変わりつつあります。

これからのまちづくりのあり方について、こうした職住近接ニーズの高まりなどへの対応を進めていく必要があります。

また、ポストコロナ*社会を見据えた対応も求められます。

③情報通信技術（ICT）の進展

情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展に伴い、人、モノ、組織などのあらゆるものがネットワークにより結びつき、大量の情報（ビッグデータ）の生成・収集・蓄積・分析が可能となることで、これらのデータをビジネス資源として有効に活用した新産業の創出が推進されています。

国では、デジタル庁の設置をはじめ、マイナンバーカードの利便性の向上などに取り組んでいますが、自治体においても情報通信技術（ICT）を活用した情報収集や活用能力の向上、DX化の推進による業務の効率化などを進めていく必要があります。

*ポストコロナ：世界的なコロナ感染拡大を境に価値観や行動様式の転換が起き、社会に定着する期間を指す。

④地球環境負荷の軽減

気候変動による地球温暖化や海洋プラスチックごみへの対策など、環境を取り巻く状況は地球規模の課題となっています。

そうした中、わが国においては、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする方針である「2050年カーボンニュートラル宣言[※]」の実践に向けた、脱炭素社会の構築を目指した取り組みが進められています。

カーボンニュートラル実現のためには、抜本的な省エネルギーと再生可能エネルギーの導入促進が不可欠となりますが、環境分野だけではなく、まちづくりにおけるコンパクト化や低炭素化など、地域全体での取り組みが求められます。

⑤安全・安心への意識の高まり

近年、激甚化する風水害や土砂災害が全国各地で頻発しています。また、今後30年以内の発生確率が70%と予想される首都直下地震、南海トラフ地震などの大規模自然災害への対応が大きな課題となっています。

一方、高度成長期以降に集中整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していく必要があります。

そうした中、国は人命を守ることや、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない社会を構築することを目指し、強くしなやかな国土強靱化への取り組みを進めています。本町においても災害に備えた強靱なまちづくりとともに、災害が起きた場合でも迅速に復旧・復興ができる安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。

⑥SDGsとの調和

SDGsは、国連で採択された国際社会全体の開発目標です。経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題を総合的に解決することを目指す持続可能な世界を実現するため17の目標と169のターゲットが掲げられ、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを目指しています。

地方自治体におけるSDGs達成に向けた取り組みは、住民生活や地域活動とも密接に関連しており、本計画にSDGsの理念を取り入れ、地域課題の解決に取り組んでいくことが求められます。



※2050年カーボンニュートラル宣言：カーボンニュートラルとは二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

(2) 町の現状

①町の歩み

1889年（明治22年）の町村制施行により、松伏、大川戸、田島、上赤岩、下赤岩の5か村が合併して松伏領村と、金杉、魚沼、築比地の3か村が合併して金杉村が誕生しました。

その後、1955年（昭和30年）の町村合併促進法によって、松伏領村と金杉村の2か村が合併し、新たに松伏領村が誕生しました。次いで、1956年（昭和31年）に名称を松伏村と変更したのち、1969年（昭和44年）には町制を施行し、現在の松伏町に至っています。

昭和40年代の高度経済成長期には、都市化の波が押し寄せはじめます。周辺都市や都心への通勤者に一戸建て住宅を供給するベッドタウンとして人口が増えはじめ、1987年（昭和62年）の外前野特定土地区画整理事業により一層増加しました。

1991年（平成3年）のバブル経済崩壊以降は、総合的な地価の下落により、住宅需要の都心回帰が進むなかで、本町の人口はゆるやかな増加に転じ、2001年（平成13年）には人口が3万人を超えましたが、2009年（平成21年）以降は、人口は減少傾向にあります。

②町の概況

本町は、埼玉県東南部、都心から30km圏内に位置しています。西は大落古利根川を挟んで越谷市、南は吉川市、北は春日部市と接しており、中央部を中川が南北に流れ、東は江戸川を挟んで千葉県野田市に接しています。

町域は、東西約4km、南北約7.5kmと南北にやや細長く、面積は16.20km²で、県内市町村で8番目に小さな町です。

地形は、町の北東部を占める築比地の台地を除いて、大落古利根川と中川による標高4mから6mの自然堤防と後背湿地によって形成された、ほぼ平坦な低地となっています。

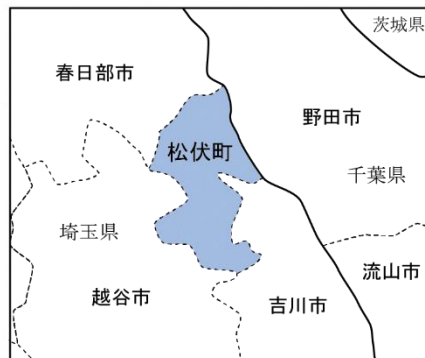
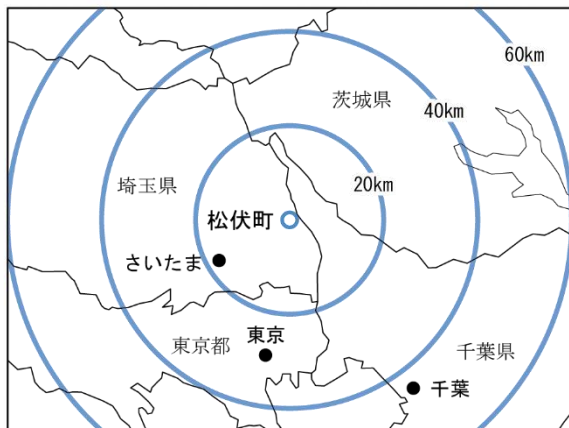
気温は年平均14～16℃と比較的温暖で、降水量は年間約1,200mm程度です。

道路は、南北方向に（県）春日部松伏線と（県）葛飾吉川松伏線、（都）松伏越谷線が、東西方向に（県）越谷野田線が通っています。

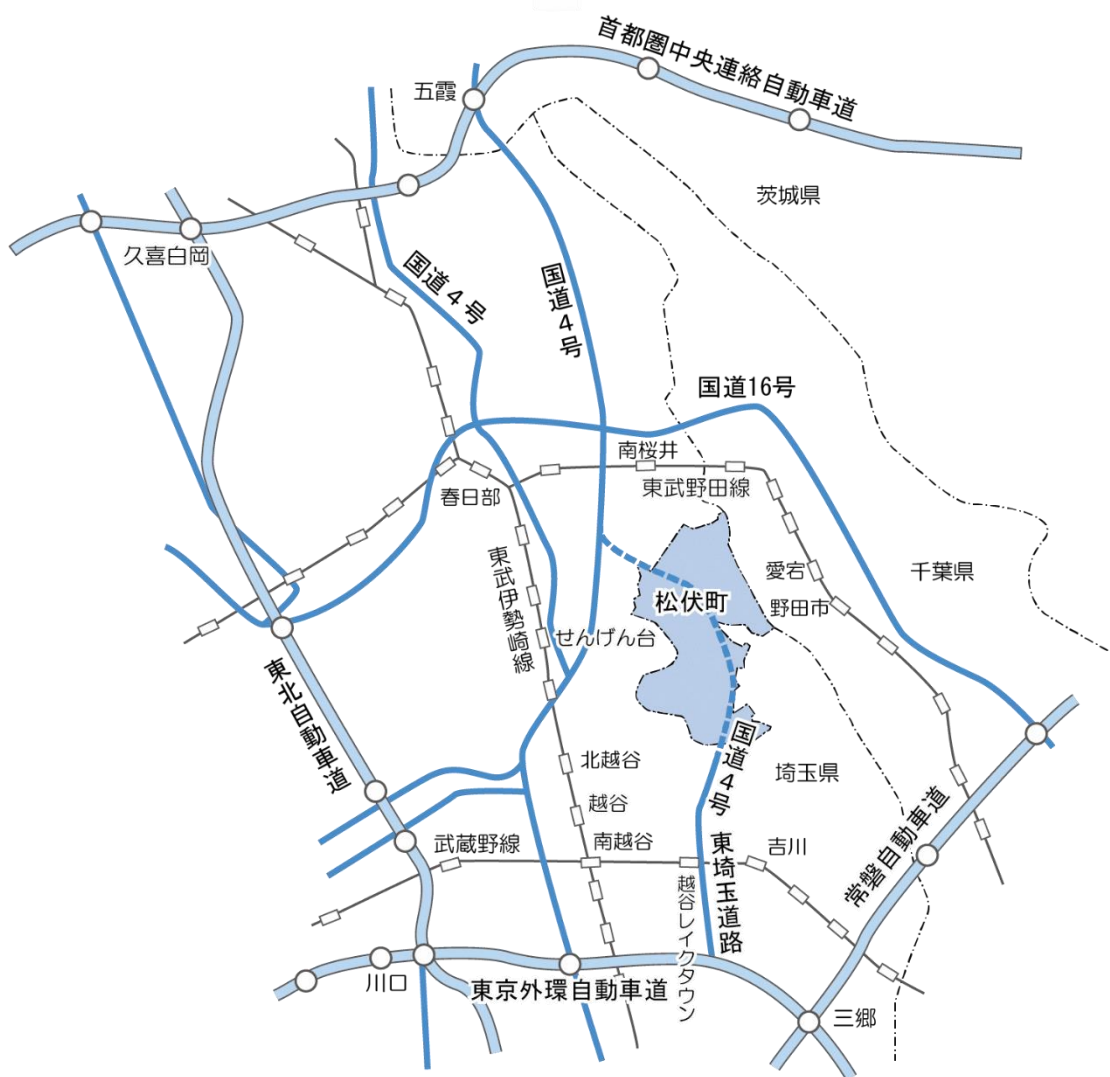
南北方向に（都）東埼玉道路、東西方向に（都）浦和野田線（一部供用開始）の整備が進められています。

町に鉄道は通っていませんが、町内から、東武伊勢崎線（東武スカイツリーライン）北越谷駅、せんげん台駅、JR武蔵野線吉川駅、南越谷駅、越谷レイクタウン駅、東武野田線（東武アーバンパークライン）愛宕駅、野田市駅の各駅に、民間の路線バス網が整備されています。

位置図



広域交通網図



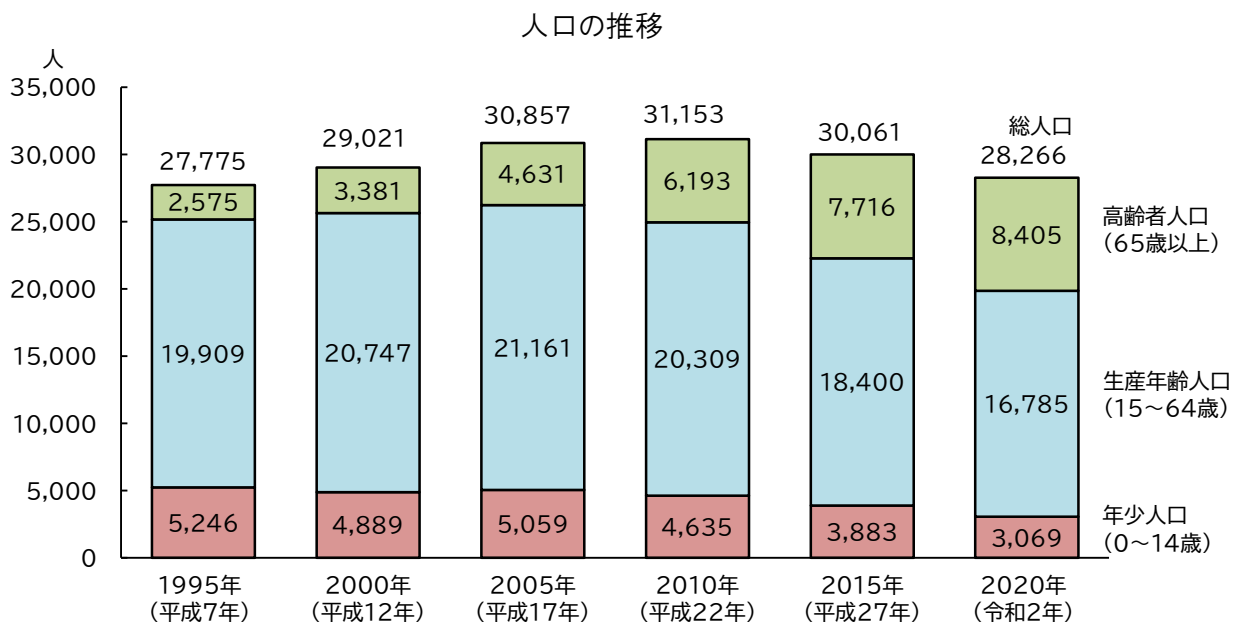
③人口・世帯

●総人口

2020年（令和2年）の国勢調査の人口は28,266人であり、10年前と比べ2,887人減少しています。

●年齢3区分別人口

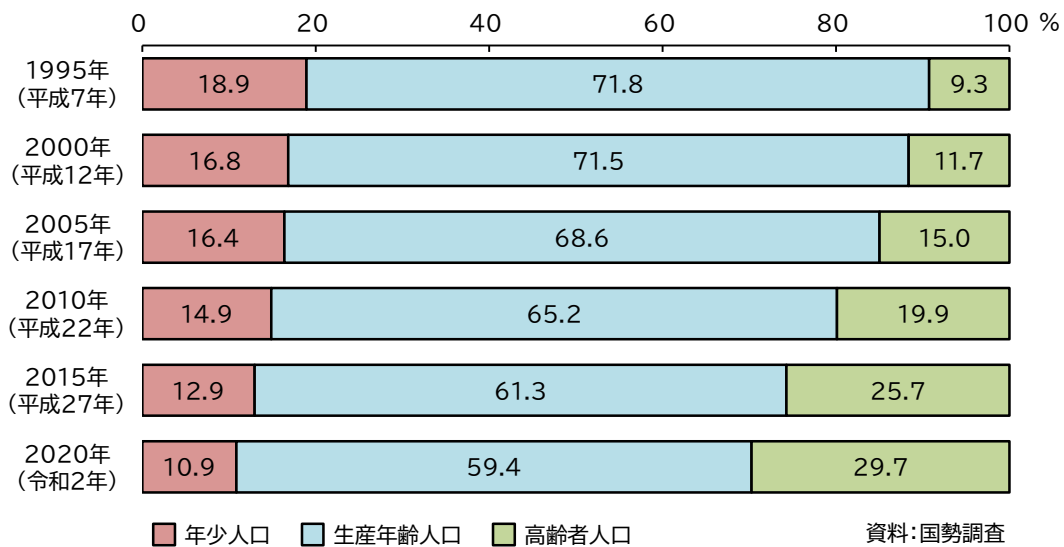
2020年（令和2年）の年齢3区分別人口は、0～14歳の年少人口3,069人、10.9%ですが、10年前から1,566人の減少、15～64歳の生産年齢人口は16,785人、59.4%、10年前から3,524人の減少となっています。65歳以上の高齢者人口は8,405人、29.7%、10年前から2,212人の増加となっています。



注：総人口には年齢不詳を含むため、人口構成の総数とは一致しない。

資料：国勢調査

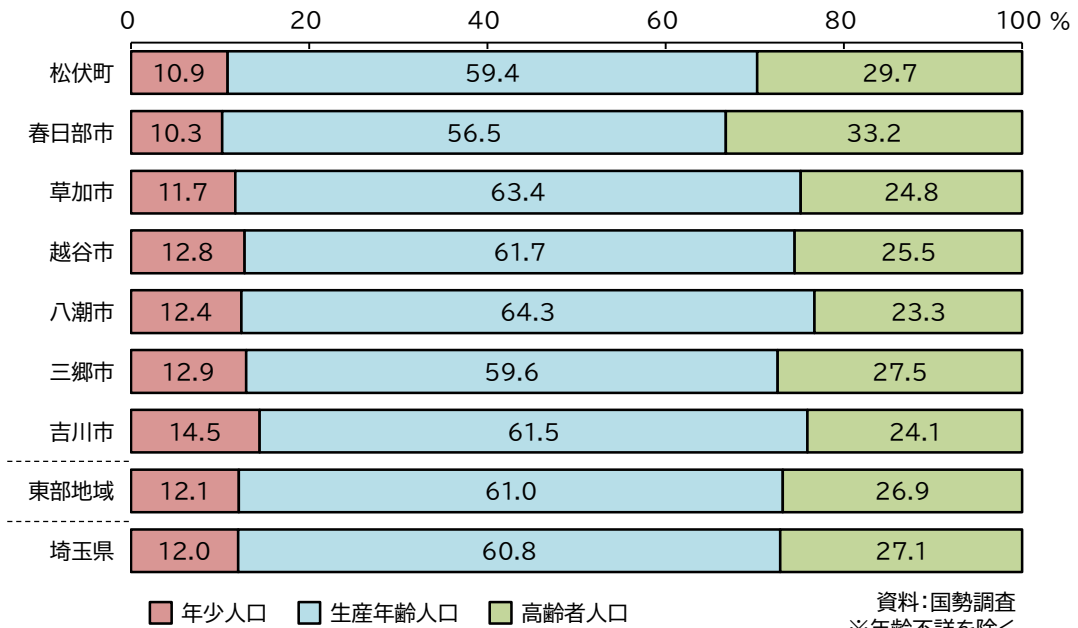
年齢3区分別人口構成比の推移



資料：国勢調査

2020年（令和2年）の年齢3区分別人口の比率を近隣の市と比べると、0～14歳の年少人口10.9%、15～64歳の生産年齢人口59.4%は、ともに春日部市に次いで低くなっています。

年齢3区分別人口構成比の比較(2020年(令和2年))

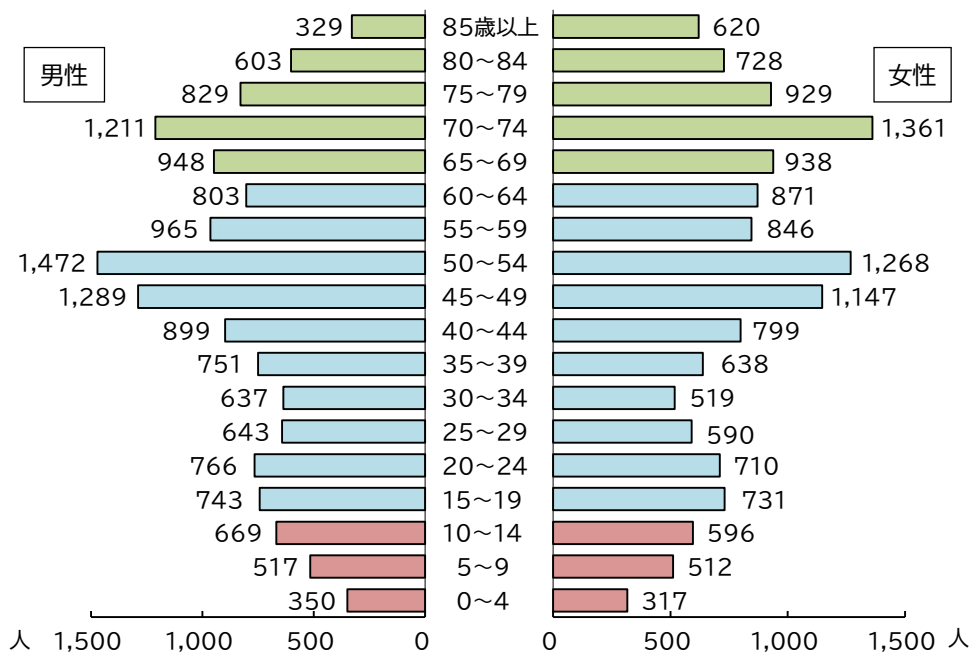


東部地域：春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町からなる。

●年齢5歳階級別人口

2022年（令和4年）の年齢5歳階級別人口は、男性、女性とも45～49歳、50～54歳、70～74歳の年齢層が多くなっています。

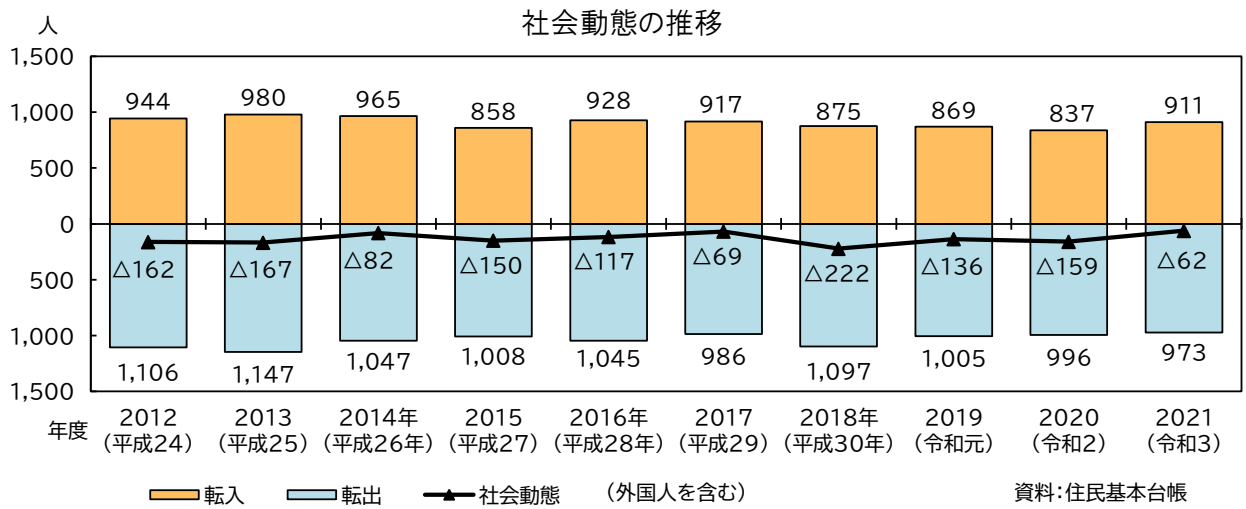
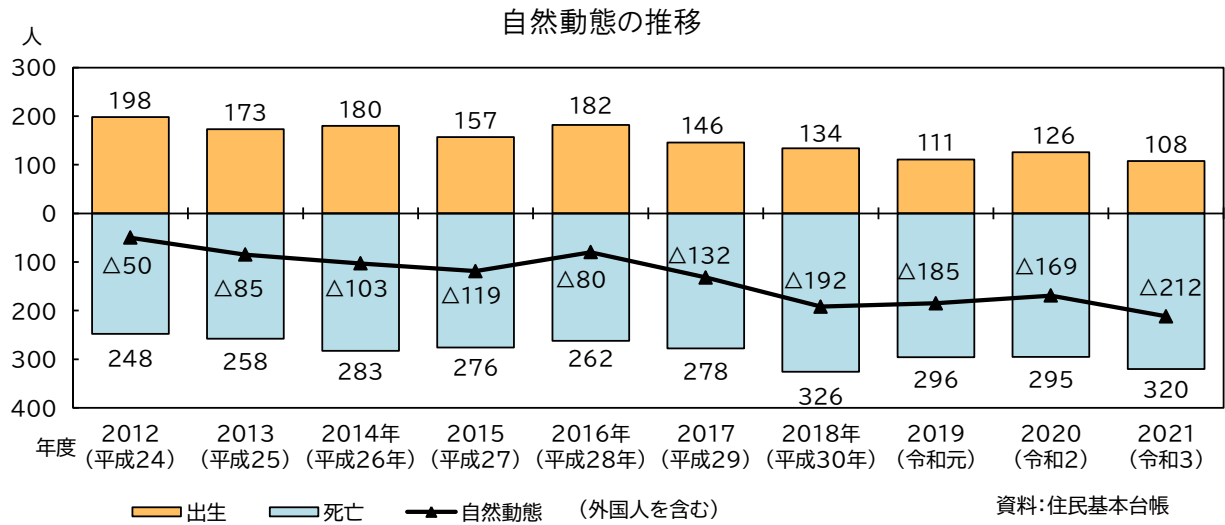
年齢5歳階級別人口(2022年(令和4年)1月1日現在)



資料:埼玉県町(丁)字別人口調査

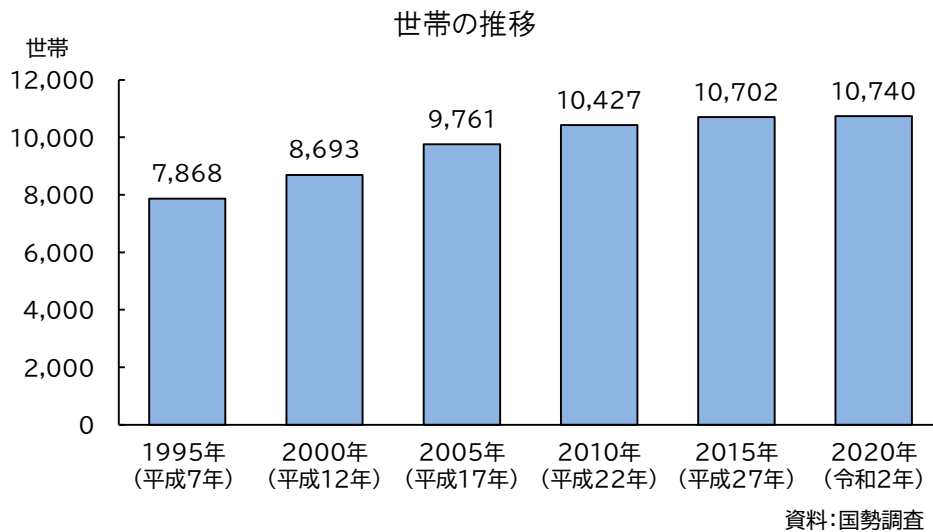
●人口動態

出生は、この10年間減少傾向にあり、2021年度（令和3年度）は108人となっています。転入・転出については、転出が転入を上回る推移が続いています。

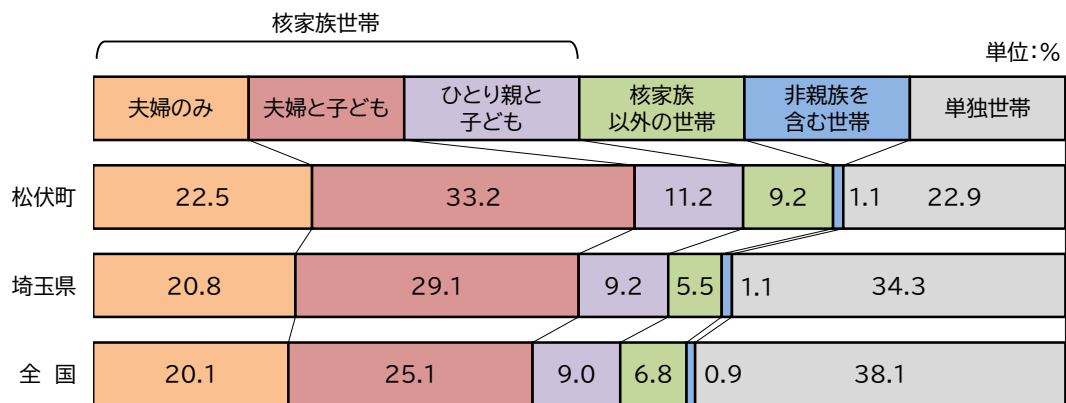


●世帯数

世帯数は、増加が続いています。2020年（令和2年）国勢調査の世帯数は10,740世帯。夫婦と子ども世帯が33.2%と県平均（29.1%）や全国平均（25.1%）を大きく上回ります。



一般世帯の構成比(2020年(令和2年))

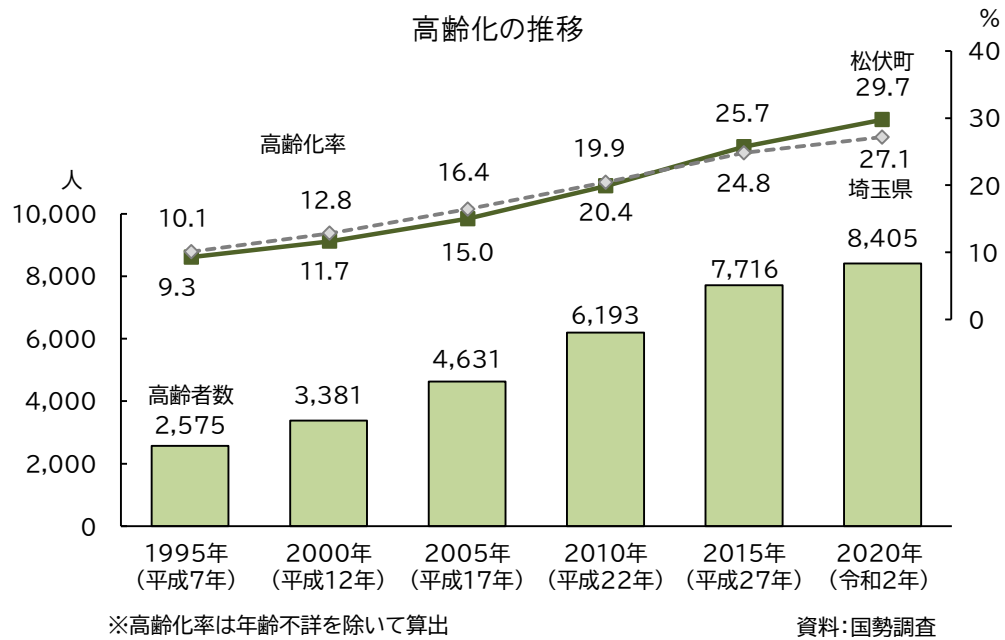


※世帯の家族類型不詳を除く

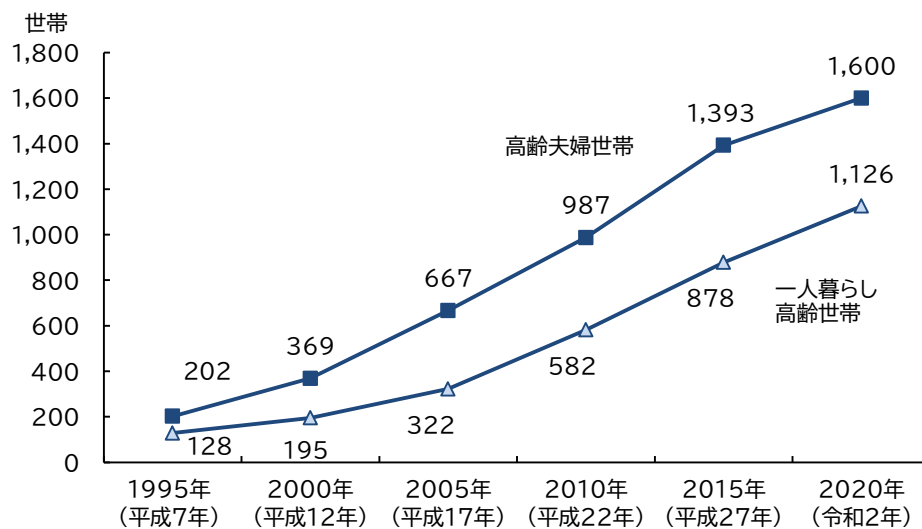
資料:国勢調査

●高齢化と高齢世帯

高齢者数は増加を続け、2020年（令和2年）の国勢調査で高齢化率29.7%は県平均（27.1%）を上回ります。また、高齢者のみの世帯も増加しています。



高齢夫婦世帯・高齢単身世帯の推移



高齢夫婦世帯: 夫が65歳以上の妻が60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯
一人暮らし高齢世帯: 65歳以上の者1人のみの一般世帯

資料: 国勢調査

④広域流動

2020年（令和2年）の国勢調査の昼夜間人口比率（昼間人口／夜間人口×100）は79.5で、近隣の市と比べて最も低くなっています。

昼夜間人口比率

単位：人、%

	2015年（平成27年）①			2020年（令和2年）②			昼夜間人口比率の差②-①
	常住人口 （夜間人口）	昼間人口	昼夜間 人口比率	常住人口 （夜間人口）	昼間人口	昼夜間 人口比率	
松伏町	30,061	23,406	77.9	28,266	22,461	79.5	1.6
春日部市	232,709	192,794	82.8	229,792	196,819	85.7	2.8
草加市	247,034	207,551	84.0	248,304	210,429	84.7	0.7
越谷市	337,498	294,715	87.3	341,621	298,114	87.3	△0.1
八潮市	86,717	83,432	96.2	93,363	87,711	93.9	△2.3
三郷市	136,521	120,735	88.4	142,145	128,520	90.4	2.0
吉川市	69,738	55,857	80.1	71,979	59,025	82.0	1.9
埼玉県	7,266,534	6,456,452	88.9	7,344,765	6,581,578	89.6	0.8

資料：国勢調査

2020年（令和2年）の国勢調査における町外への通勤流出率（通勤流出者／常住地による就業者）は68.0%で、7割近くが町外で就業しています。町内で働く人（従業地による就業者）は2005年（平成17年）をピークに減少しています。

通勤流入率の推移

単位：人、%

	通勤流入者	従業地による 就業者 ※1	通勤流入率	通勤流出者	常住地による 就業者 ※2	通勤流出率
2000年（平成12年）	3,879	9,111	42.6	9,281	14,513	63.9
2005年（平成17年）	4,302	9,502	45.3	10,244	15,444	66.3
2010年（平成22年）	3,983	9,094	43.8	10,378	14,975	69.3
2015年（平成27年）	4,111	8,970	45.8	9,965	14,709	67.7
2020年（令和2年）	4,007	8,800	45.5	9,437	13,871	68.0

※1 常住地を問わず松伏町で就業している人

※2 松伏町に常住して町外で就業している人

資料：国勢調査

2020年（令和2年）の国勢調査における町外への通勤者の流出先は、越谷市が最も多く、次いで東京都、吉川市となっています。町内への通勤者の流入先は越谷市、春日部市、吉川市の順となっています。

通勤流入（2020年（令和2年））

単位：人

流入先	通勤流入者	流出先	通勤流出者
県内	3,365	県内	6,340
越谷市	1,427	越谷市	2,486
春日部市	784	吉川市	1,085
吉川市	441	春日部市	542
さいたま市	120	さいたま市	509
草加市	119	草加市	430
三郷市	107	三郷市	411
その他	367	その他	877
他県	642	他県	2,738
東京都	129	東京都	1,709
千葉県	438	千葉県	798
その他	75	その他	231
—	—	不詳	359
合計	4,007	合計	9,437

資料：国勢調査

⑤就業人口

総就業者数、第3次産業の就業者数は2005年（平成17年）をピークに減少に転じています。また、第1次産業は増減を繰り返し、第2次産業は減少を続けています。

産業別就業者数の推移

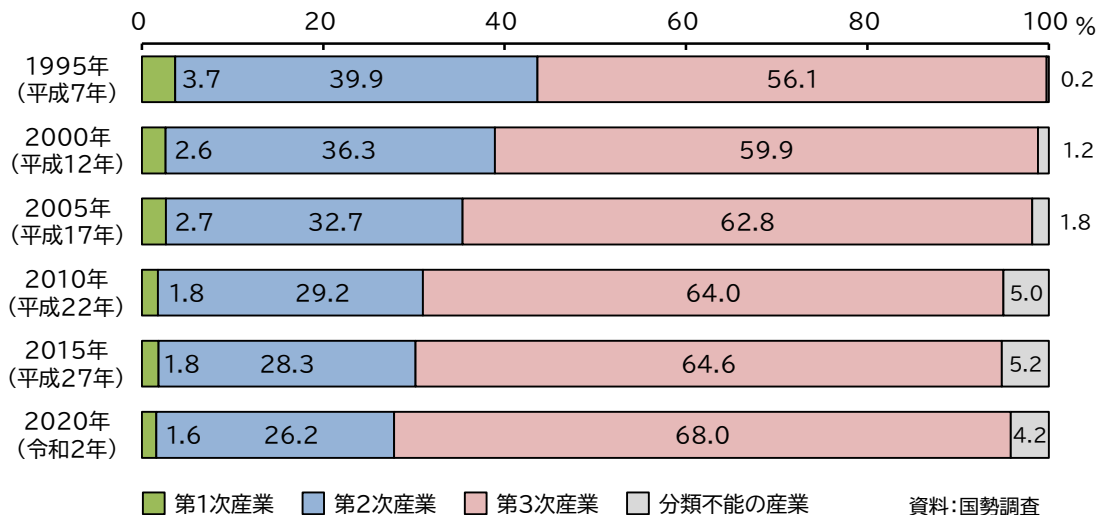
単位：人

	総就業者数		第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能
	数	増減数	数	増減数	数	増減数	数	増減数	
1995年（平成7年）	14,009	—	517	—	5,594	—	7,863	—	35
2000年（平成12年）	14,513	504	379	△138	5,269	△325	8,690	827	175
2005年（平成17年）	15,444	931	413	34	5,047	△222	9,699	1,009	285
2010年（平成22年）	14,975	△469	268	△145	4,374	△673	9,581	△118	752
2015年（平成27年）	14,709	△266	272	4	4,169	△205	9,502	△79	766
2020年（令和2年）	13,871	△838	223	△49	3,634	△535	9,431	△71	583

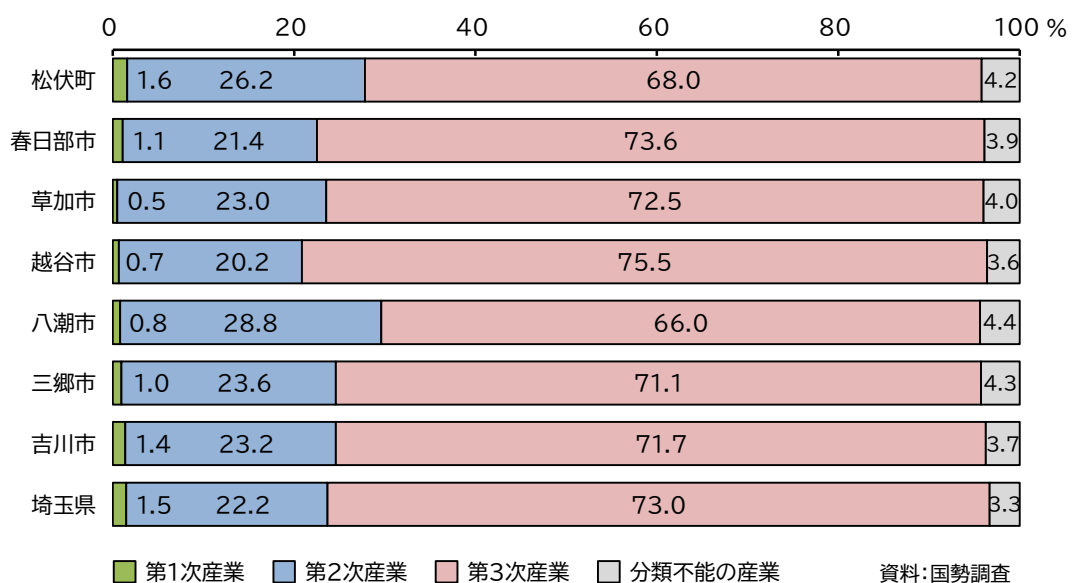
資料：国勢調査

産業3区分別就業者構成比は、第1次産業、第2次産業の減少、第3次産業の増加となっています。

産業3区分別就業者構成比の推移



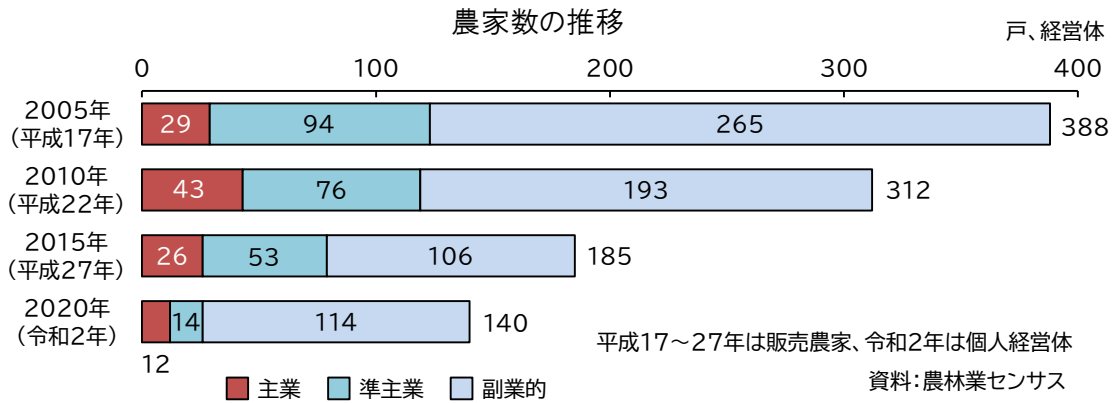
産業3区分別就業者構成比の比較(2020年(令和2年))



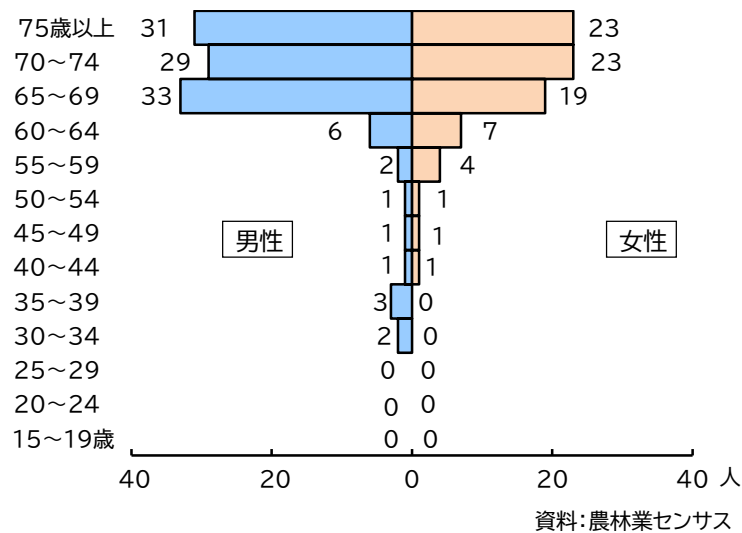
⑥産業

●農業

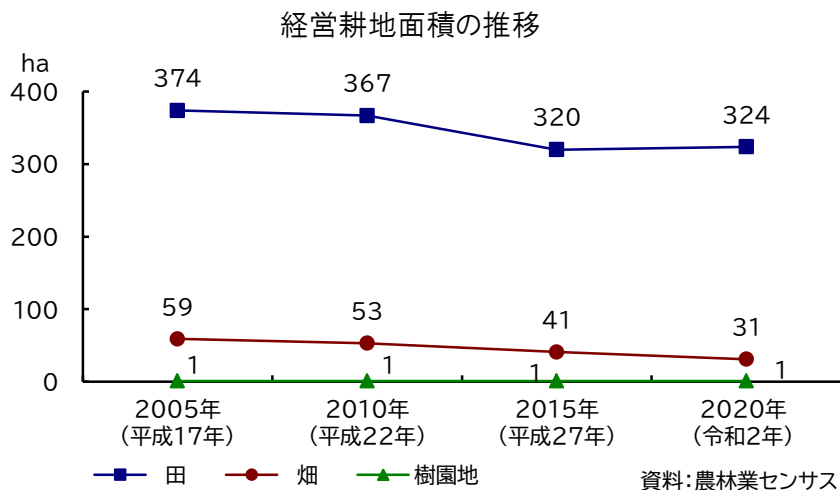
農家数は減少を続けており、2020年（令和2年）の個人経営体の農家は140経営体、そのうち主業はわずか12経営体、準主業は14経営体であり、多くは副業的となっています。担い手である基幹的農業従事者の約9割が60歳以上となっています。



基幹的農業従事者数（個人経営体）（2020年（令和2年））

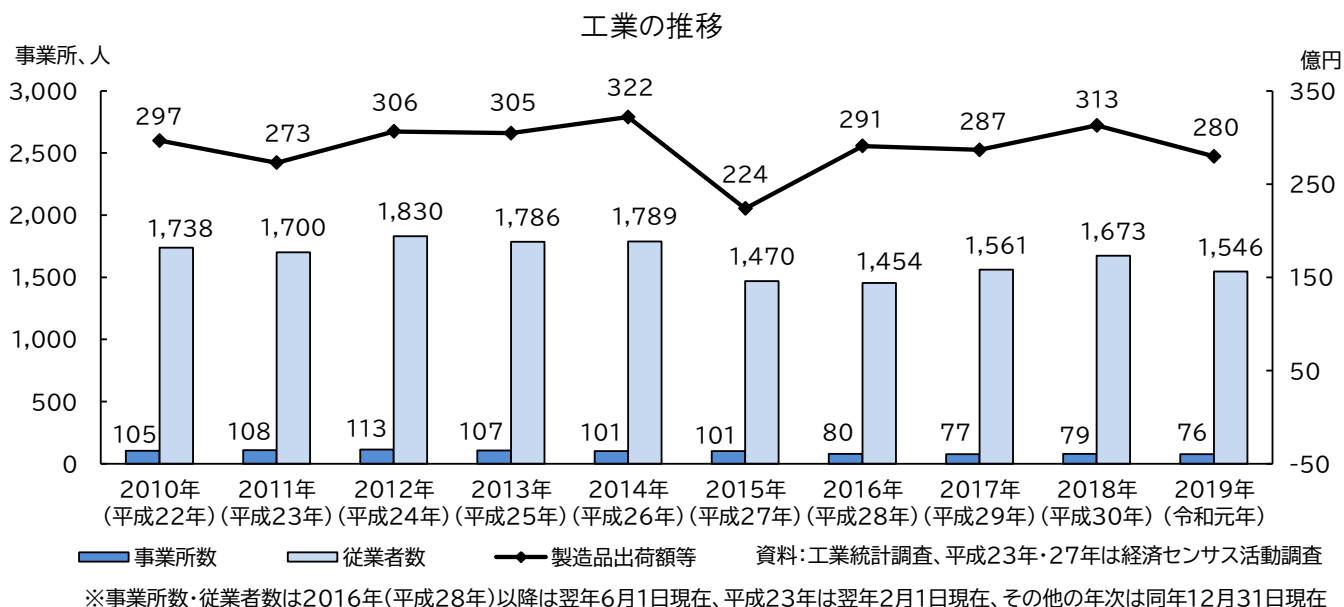


経営耕地面積は、平成17年から令和2年で2割近い減少ですが、なかでも畑は5割近い減少です。



●工業

この10年間の推移は、事業所数及び従業者数は減少ですが、製造品出荷額等は、ほぼ横這いです。



工業指標

	松伏町	埼玉県	松伏町／埼玉県 (%)
事業所数(事業所)	76	10,490	0.7
従業者数(人)	1,546	389,487	0.4
製造品出荷額等(万円)	2,796,459	1,375,816,504	0.2
付加価値額(万円)	1,002,186	475,608,633	0.2
事業所1カ所当たり			松伏町ー埼玉県
従業者数(人)	20.3	37.1	△ 16.8
製造品出荷額等(万円)	36,795.5	131,155.1	△ 94,359.5
付加価値額(万円)	13,186.7	45,339.2	△ 32,152.6
従業者1人当たり			
出荷額等(万円)	1,808.8	3,532.4	△ 1,723.5
付加価値額(万円)	648.2	1,221.1	△ 572.9

事業所数、従業者数は2020年(令和2年)6月1日現在、
 製造品出荷額等、付加価値額は2019年(令和元年)1～12月の実績

資料：工業統計調査

業種構成は、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額いずれも「食料品」が最も多く、次いで差があり「金属製品」「プラスチック製品」と続きます。

業種別工業の状況

	事業所数		従業者数		製造品 出荷額等		付加価値額	
	事業所	構成比	人	構成比	万円	構成比	万円	構成比
総数	76	100.0	1,546	100.0	2,796,459	100.0	1,002,186	100.0
食料品	9	11.8	635	41.1	1,362,904	48.7	380,522	38.0
飲料・たばこ・飼料	1	1.3	9	0.6	X	X	X	X
繊維	-	-	-	-	-	-	-	-
木材・木製品（家具を除く）	1	1.3	15	1.0	X	X	X	X
家具・装備品	1	1.3	13	0.8	X	X	X	X
パルプ・紙・紙加工品	3	3.9	25	1.6	54,504	1.9	19,128	1.9
印刷・関連連	5	6.6	128	8.3	249,723	8.9	117,067	11.7
化学	1	1.3	18	1.2	X	X	X	X
石油製品・石炭製品	-	-	-	-	-	-	-	-
プラスチック製品	13	17.1	191	12.4	296,737	10.6	115,140	11.5
ゴム製品	1	1.3	21	1.4	X	X	X	X
なめし革・同製品・毛皮	-	-	-	-	-	-	-	-
窯業・土石製品	-	-	-	-	-	-	-	-
鉄鋼	1	1.3	15	1.0	X	X	X	X
非鉄金属	1	1.3	6	0.4	X	X	X	X
金属製品	20	26.3	253	16.4	373,955	13.4	183,342	18.3
はん用機械器具	1	1.3	12	0.8	X	X	X	X
生産用機械器具	7	9.2	76	4.9	79,662	2.8	43,247	4.3
業務用機械器具	1	1.3	9	0.6	X	X	X	X
電子部品・デバイス・電子回路	1	1.3	4	0.3	X	X	X	X
電気機械器具	3	3.9	25	1.6	19,086	0.7	8,308	0.8
情報通信機械器具	-	-	-	-	-	-	-	-
輸送用機械器具	2	2.6	33	2.1	X	X	X	X
その他の製造業	4	5.3	58	3.8	85,387	3.1	39,982	4.0

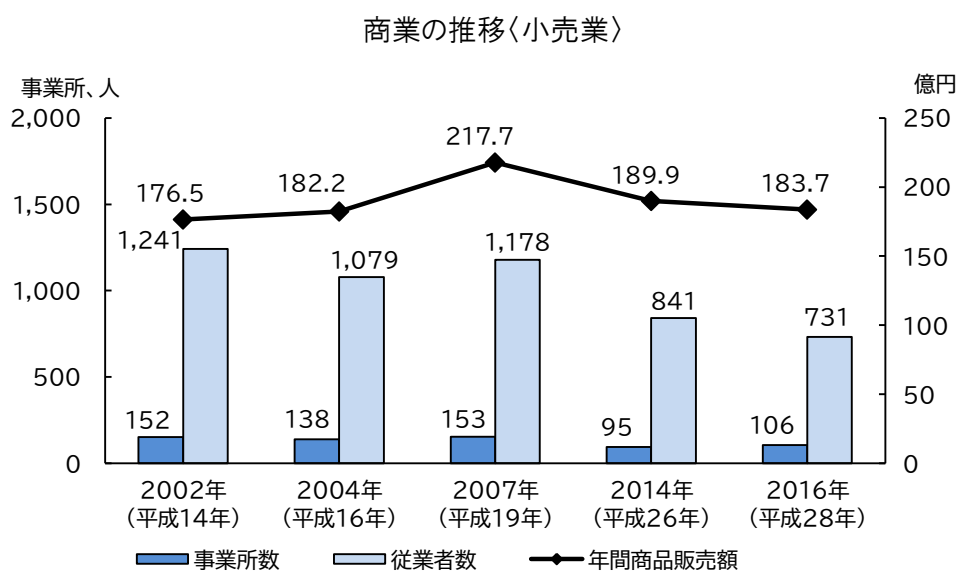
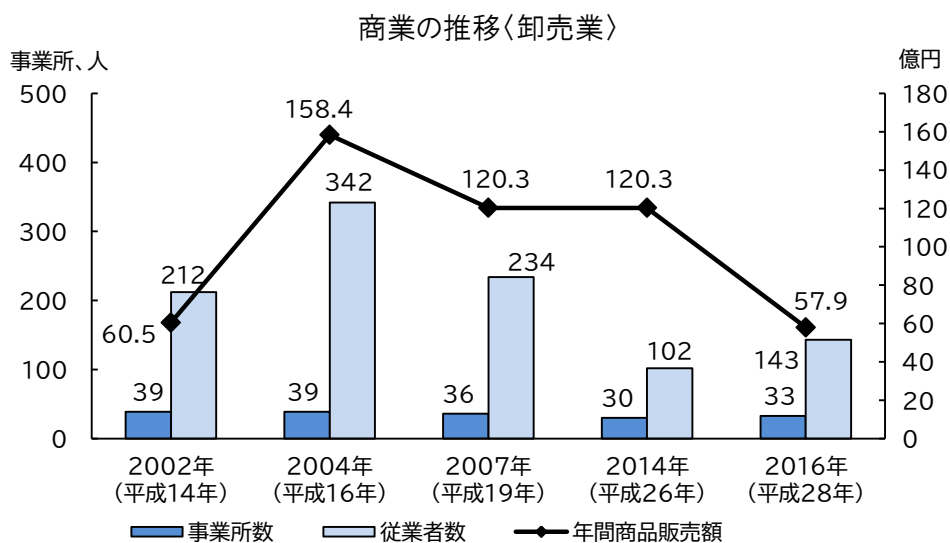
事業所数、従業者数は2020年（令和2年）6月1日現在、
 製造品出荷額等、付加価値額は2019年（令和元年）1～12月の実績
 ×は報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所

資料：工業統計調査

●商業

卸売業は、事業所数、従業者数、年間商品販売額とも減少傾向にあります。

小売業は、事業所数、従業者数は減少していますが、年間商品販売額は横這いで推移しています。



(3) 町民意向調査

①調査の目的

本調査は、町民生活の現状、行政に対する要望及び評価、町民のまちづくりに対する意識などを的確に把握し、「松伏町第6次総合振興計画」の策定に資する資料を収集することを目的として実施しました。

②調査方法

	調査対象	対象者数	抽出方法	調査方法	調査期間
町民意識調査	満 18 歳以上の町民	1,500 人	無作為抽出	郵送・Web	令和 4 年 7 月 1 日～ 8 月 10 日 (WEB は 7 月 25 日まで)
転入者対象 アンケート調査	令和3年3月1日～令和 4年4月30日までに松伏 町に転入・転出した町民	682 人	全数	郵送	令和 4 年 7 月 1 日～ 7 月 25 日
転出者対象 アンケート調査		841 人		郵送	
中学生・高校生 アンケート調査	松伏町の学校に通う 中学 2・3 年生・高校生	1,033 人		学校を通じた 配布・回収	令和 4 年 7 月 5 日～ 7 月 20 日
子育て世帯 アンケート調査	松伏町の学校に通う 小学生・中学生の保護者	1,724 人			

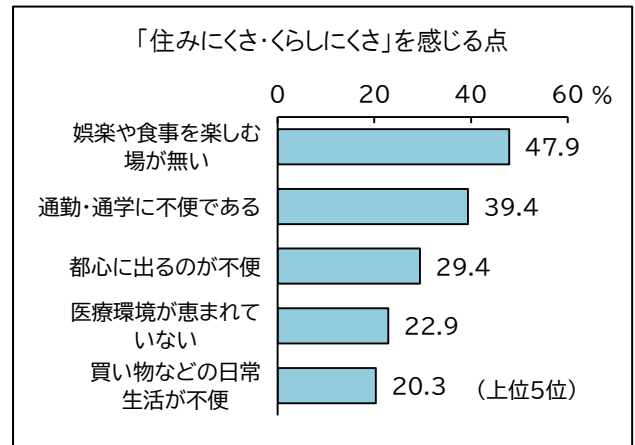
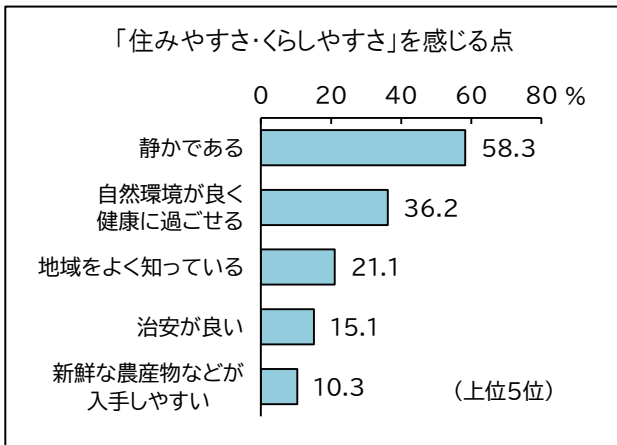
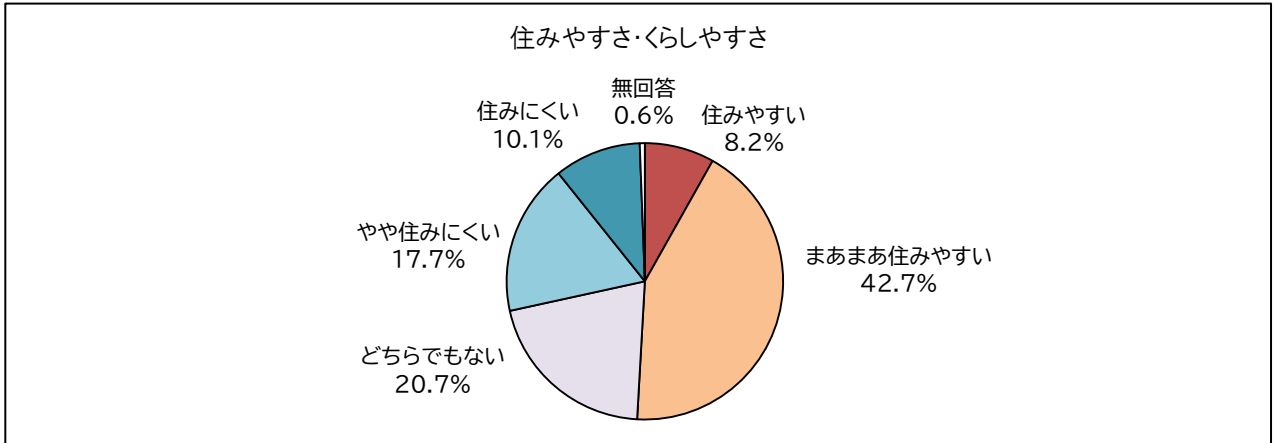
③回収結果

	標本数	有効回収数	有効回収率
町民意識調査	1,500	503(内 Web: 182)	33.53%
転入者対象アンケート調査	682	194	28.44%
転出者対象アンケート調査	841	236	28.06%
中学生・高校生アンケート調査	1,033	865	83.73%
子育て世帯アンケート調査	1,724	982	56.96%
合計	5,780	2,780	48.09%

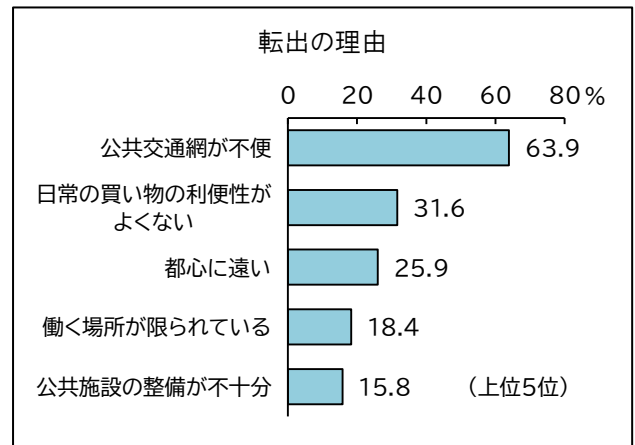
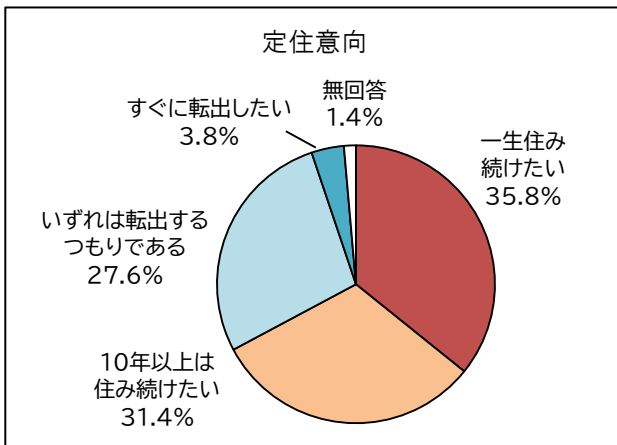
④主な回答結果

ア. 町民意識調査

●住みやすさ、くらしやすさ



●定住意向と転出理由



●満足・不満に思う施策

「満足」と「やや満足」を合わせた「満足に思う施策」は「(24)公園の整備、緑化の推進」、「(20)町らしさを活かした景観づくり」、「(21)安全で快適な道路環境の整備」、「(28)防災・消防・救急体制」、「(23)下水道・浄化槽などの生活排水処理整備」と続きます。

「やや不満」と「不満」を合わせた割合、「不満に思う施策」は「(22)充実した公共交通網の整備」、「(1)町の人口減少に対する取組」、「(21)安全で快適な道路環境の整備」、「(18)道の駅など観光振興への取組」、「(31)公共施設の整備」と続きます。

●重要だと思う施策

「重要」と「やや重要」を合わせた「重要だと思う施策」は「(22)充実した公共交通網の整備」、「(1)町の人口減少に対する取組」、「(21)安全で快適な道路環境の整備」、「(3)子どもが健全に育つ環境の整備」、「(4)子どもが学習しやすい教育環境」と続きます。

単位：%

施策	満足	不満	重要
(1)町の人口減少に対する取組	4.4	② 45.3	② 68.2
(2)子育てのための支援・相談体制	9.1	27.8	63.0
(3)子どもが健全に育つ環境の整備	12.5	25.8	④ 65.8
(4)子どもが学習しやすい教育環境	10.9	27.4	⑤ 63.2
(5)健康づくりの推進体制	12.9	20.9	48.7
(6)あらゆる人が住みなれた地域で安心して暮らせる環境の整備	10.7	29.6	61.6
(7)高齢者への支援、相談体制	10.1	25.4	55.1
(8)障がい者への支援、相談体制	9.1	21.1	52.7
(9)国民健康保険などの社会保障	7.2	22.9	54.7
(10)人権に関する啓発や学習の機会	3.4	15.9	25.4
(11)男女共同参画社会に関する啓発や学習の機会	2.6	14.5	23.1
(12)町の活動に直接参加できる機会	4.6	15.5	21.1
(13)自治会活動などの地域で活動する組織を支援する取組	4.8	18.9	22.9
(14)スポーツ・芸術・文化活動の推進	10.7	17.3	29.0
(15)農業振興の取組	6.4	15.7	37.0
(16)商工業振興の取組	4.8	19.7	40.6
(17)雇用の促進と勤労者の支援	3.4	29.8	49.7
(18)道の駅など観光振興への取組	5.6	④ 37.8	41.7
(19)企業誘致の推進	8.7	30.2	47.9
(20)町らしさを活かした景観づくり	② 17.5	24.5	43.7
(21)安全で快適な道路環境の整備	③ 13.9	③ 40.2	③ 67.4
(22)充実した公共交通網の整備	5.0	① 62.4	① 73.8
(23)下水道・浄化槽などの生活排水処理整備	⑤ 13.3	31.6	60.6
(24)公園の整備、緑化の推進	① 27.6	20.3	50.5
(25)環境問題への取組	10.1	15.7	47.7
(26)ごみの減量化や再資源に関する取組	12.9	16.7	49.5
(27)交通安全・防犯体制	12.3	21.9	60.6
(28)防災・消防・救急体制	④ 13.7	18.5	60.2
(29)消費者からの相談体制の充実	5.2	11.7	31.6
(30)行政サービスの向上	7.8	25.0	49.9
(31)公共施設の整備	9.7	⑤ 32.0	53.7
(32)DXの推進	4.8	29.2	47.5
平均	9.2	25.4	49.0

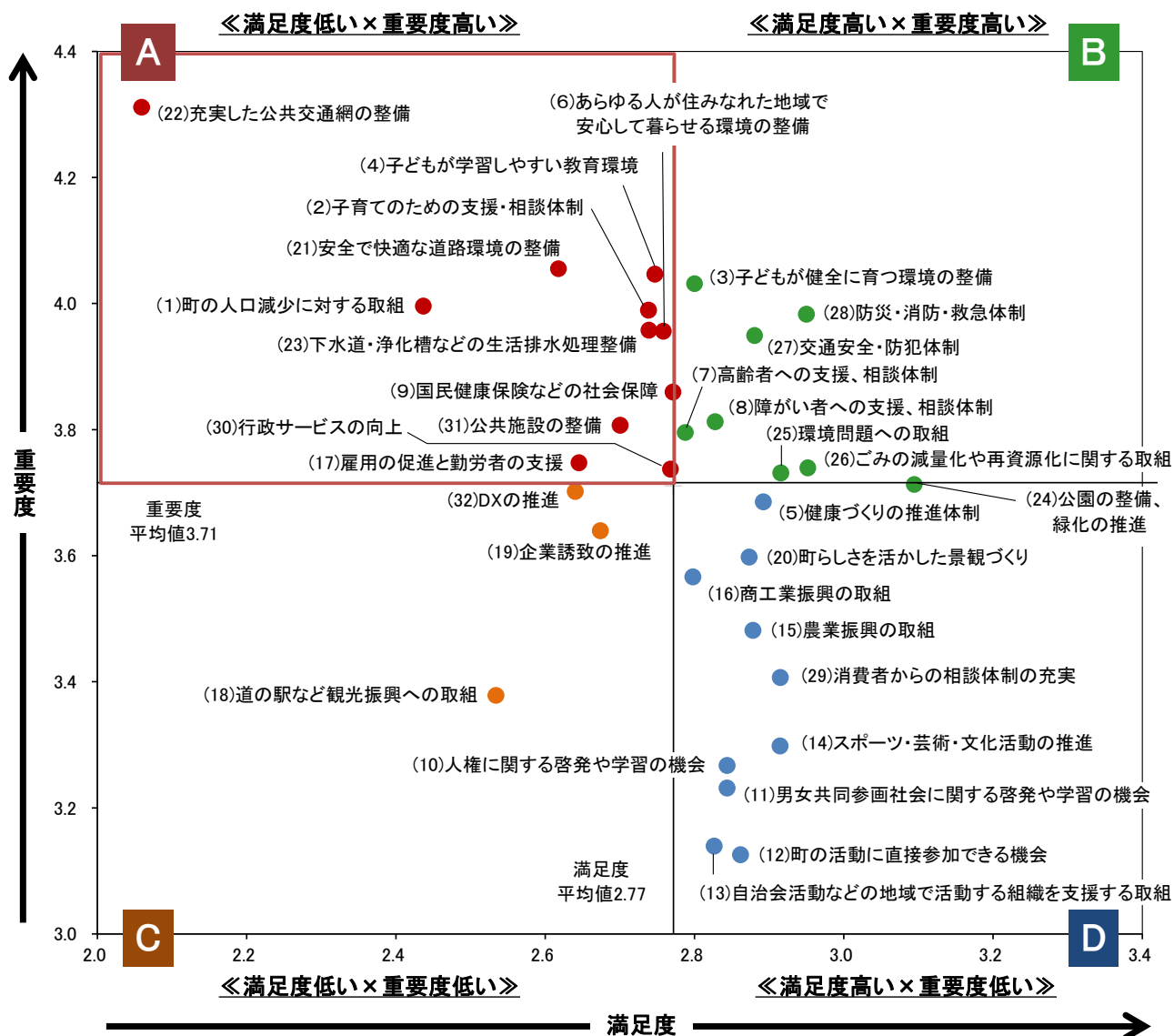
満足:「満足」+「やや満足」

不満:「やや不満」+「不満」

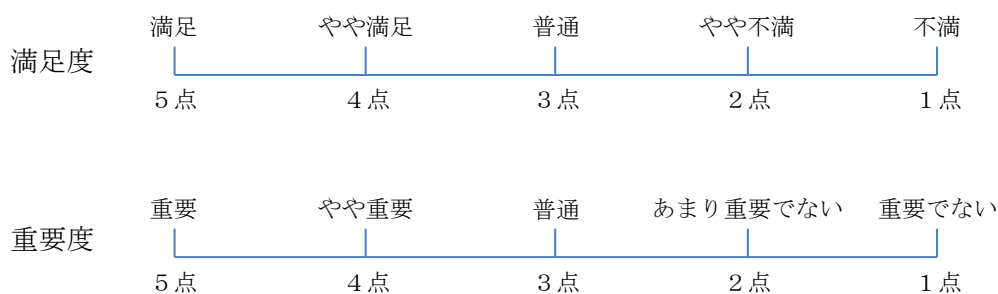
重要:「重要」+「やや重要」

●施策の満足度・重要度

満足度、重要度について、指数評価を行った結果を散布図として作成しています。散布図のAの部分は重要度が高く、満足度が低い、今後優先して取り組まなければならない施策と考えられます。



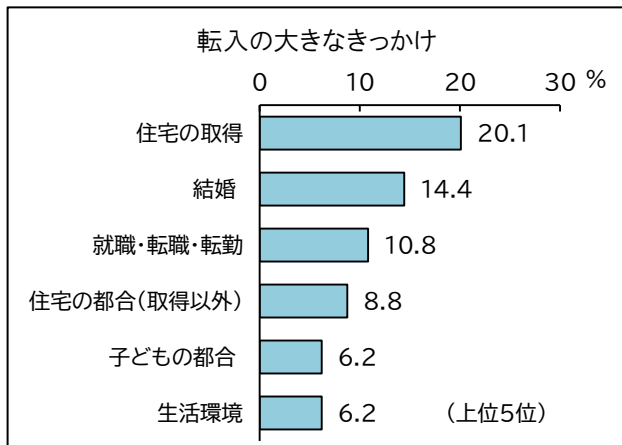
※指数評価の算出方法



$$\frac{\text{それぞれの回答者の得点を合計}}{\text{回答者数}} = \text{満足度} \cdot \text{重要度}$$

イ. 転入者対象アンケート調査

●転入の理由



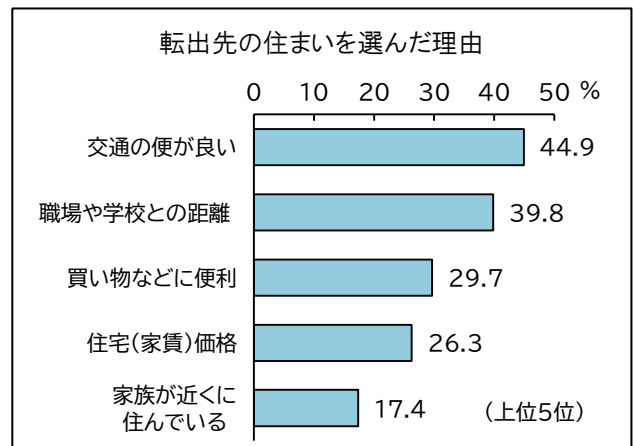
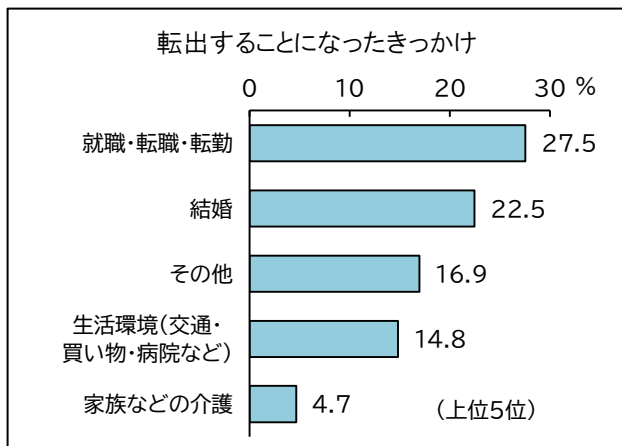
●転入する前後の居住形態

転居する前後の居住形態 単位:%

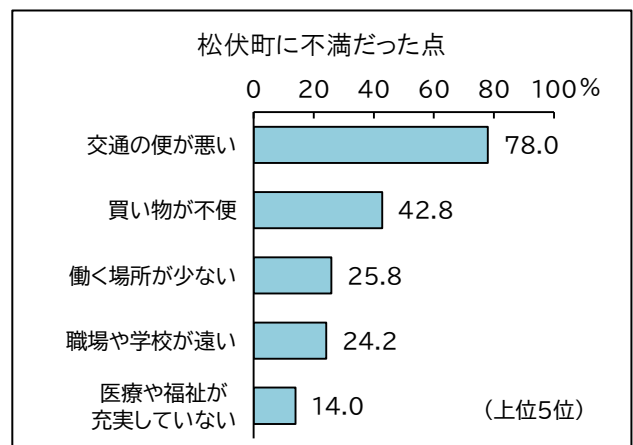
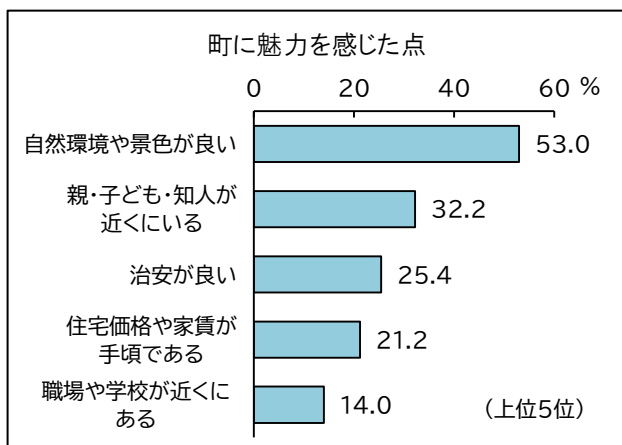
	転入前	転入後
戸建ての持ち家	26.3	65.5
集合住宅(マンション等)の持ち家	3.1	0.0
戸建ての賃貸	3.6	5.7
集合住宅(マンション等)の賃貸	58.2	18.6
社宅	4.1	0.0
介護・福祉施設	0.5	1.5
その他	2.6	3.6

ウ. 転出者対象アンケート調査

●転出理由と転出先を選んだ理由

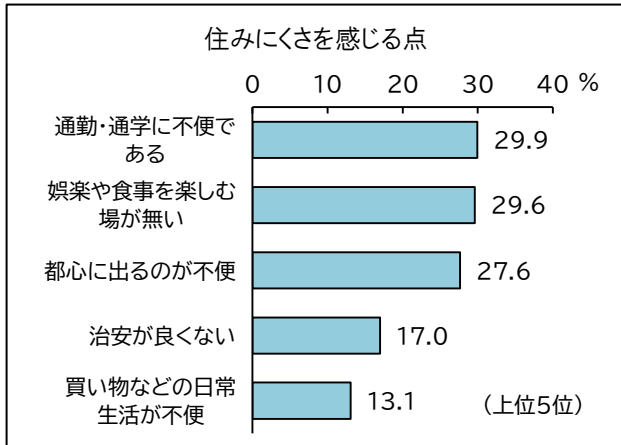


●町に魅力を感じた点と不満だった点

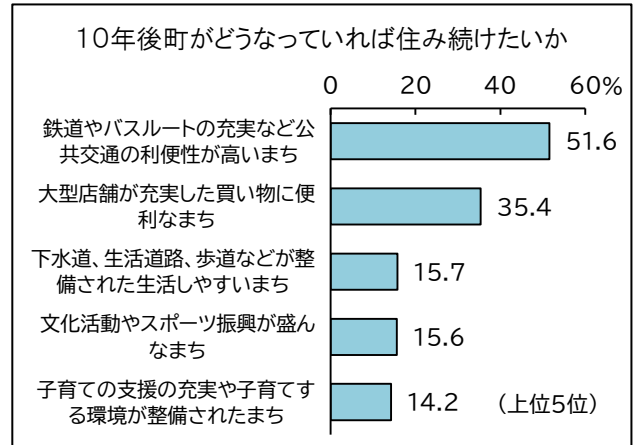


エ. 中学生・高校生アンケート調査

●住みにくさを感じる点

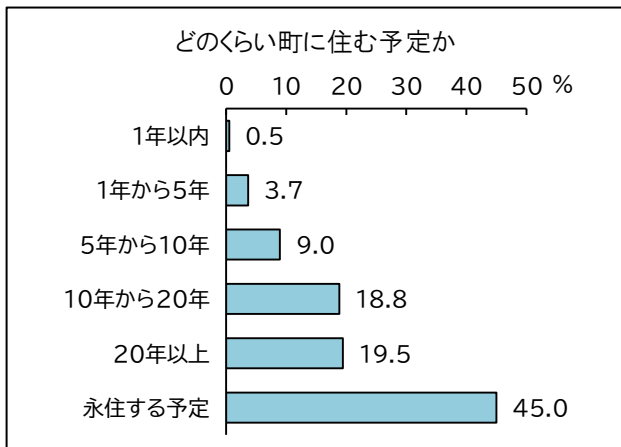


●10年後の町に望むこと

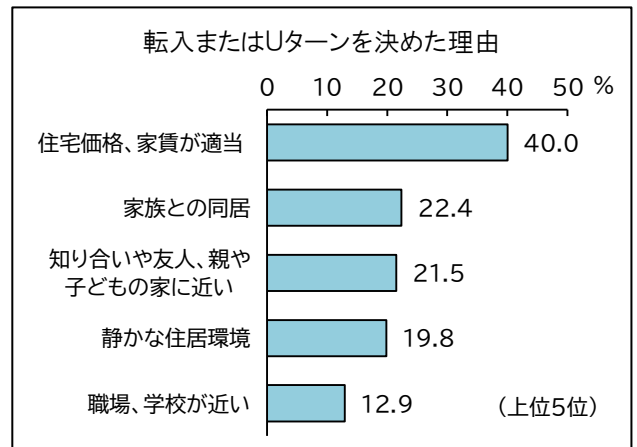


オ. 子育て世帯アンケート調査

●どのくらい町に住む予定か



●転入またはUターンを決めた理由



(4) 高校生まちづくりワークショップ

①目的

第6次総合振興計画策定にあたり、「ずっと住みたい！と思える松伏町とは？」をテーマに、町内に居住または在学の高校生によるワークショップを実施しました。

②日時・場所・参加人数

	日時	会場	参加人数
第1回	令和4年7月28日(木) 13:00~17:00	松伏町役場	9人
第2回	令和4年8月4日(木) 13:00~17:00		

③主な意見

- ・人を呼び込む
教育を充実させ生徒がやりたいことができる学校を作る、農業連携の老若男女楽しめるイベントを行う
- ・住み続けられるために
娯楽施設を呼び込む、バス路線の充実、歩道・自転車道の整備
- ・働ける場所
企業誘致、農地集約により農業法人の設立などによる雇用を生み出す
- ・自然豊か、豊かな自然景観、ポイ捨てのない町

(5) 地区別町民懇話会

①目的

第6次総合振興計画策定にあたり、幅広く町民の意見・要望を聴取し、施策などに反映させることを目的とし、第6次総合振興計画策定に係る町民懇話会を地区別に実施しました。

②日時・場所・参加人数

	対象地区	日時	会場	参加人数
①	金杉・築比地・魚沼	令和5年1月20日(金) 19:00～21:00	北部サービスセンター	28人
②	田中・松伏中部・松伏西部	令和5年1月23日(月) 19:00～21:00	役場第二庁舎 301会議室	18人
③	上赤岩・下赤岩	令和5年1月25日(水) 19:00～21:00	多世代交流学習館	10人
④	松葉・松伏東部 ゆめみ野・田島	令和5年1月31日(火) 19:00～21:00	中央公民館 201・202研修室	29人
⑤	大川戸	令和5年2月2日(木) 19:00～21:00	まつぶし緑の丘公園 レクチャーホール	22人
⑥	全地域	令和5年2月5日(日) 14:00～16:00	役場本庁舎 201会議室	32人
合計				139人

③主な意見

項目
子育て家庭への支援
学校教育の充実
健康づくりの推進
協働によるまちづくり
地域コミュニティの推進
農業の振興
商工業の振興
地域特性に即したまちづくりの推進
道路網の整備
公共交通の整備
水と緑のネットワークの形成
環境の保全・創造
総合的なごみ処理の推進
交通安全・防犯体制の充実
防災・消防・緊急対策の充実
行政運営の改革
計画策定

3. 今後のまちづくりの主な課題

(1) こども・子育て支援の充実

全てのこどもが、ひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年度からこども基本法が施行されました。

本町においても町民意識調査や町民懇話会において、「子育て支援の充実」、「働きながら結婚し、子育てできる環境の整備」など、子育てに関連する施策が重要だという意見が多く挙げられています。

今後、子育てサービスや相談体制の充実、子育て家庭の負担軽減、地域における子育て支援など、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において切れ目のないこども・子育て支援の充実が必要となります。

(2) 質の高い学校教育の推進

町民意識調査や町民懇話会において「子どもが健全に育つ環境の整備」、「子どもが学習しやすい教育環境」など教育に関連する施策が上位に挙げられています。

本町においてもこれまでに取り組んできた生きる力をはぐくむ教育、教育環境の充実、地域との連携において、今後、急速に進むグローバル化、AIなどの革新技術の普及への対応や個に応じた教育推進、ICTを活用した多様な学び、誰一人取り残さない地域ではぐくむ環境づくりなどこれまで以上に質の高い学校教育の推進が必要となります。

(3) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備

町民意識調査や町民懇話会において、「健康・福祉サービスの充実」、「健康づくりの推進」など、健康や福祉に関連する施策が上位に挙げられています。本町においても高齢化率の急速な上昇に伴い、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加しつつあります。これにより、人と人とのつながりが希薄になり、事態が深刻化したり複合化したりするケースが増えています。そこで、複雑化する問題に対応するため地域住民や行政が主体となって参画し、人と資源が世代や分野を超えつながることで、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備が必要となります。

(4) 多様な価値観で誰もが自分らしく生きられるまちづくり

本町では、平成16年4月1日に「松伏町男女共同参画推進条例」を制定し、男女が平等で自分らしく生きられ、共に活かしあえるまちを目指して取り組んでいます。町民懇話会においても、女性の活躍推進に関する意見・提言が多数寄せられています。

また、近年においては、LGBTQなどの性的指向や性自認に関する課題や様々な人種が混在する多文化共生についても重要視されてきており、価値観が多様になってきている現代社会において、今後、お互いを認め合い誰もが自分らしく生きられるまちづくりが必要となります。

(5) 協働によるまちづくり

地方分権が進み、これまで行政が担っていた公共サービスなどにおいて町民と行政が連携し、互いの役割を自覚・尊重しながら協働して取り組んでいくことが求められています。本町においても様々な問題に対して行政だけで解決することが難しくなっており、今後、協働の担い手を育成するとともに企業や団体、町民と行政が連携してより大きな力を発揮できるような協働の仕組みづくりを構築していくことが必要です。

(6) 誰もが学び、生きがいを育む環境づくり

町民意識調査において、「文化、芸術、スポーツなどの生涯学習」が参加したい活動の上位に挙げられ、地区別町民懇話会においても「スポーツ・文化活動」について意見が挙げられるなど、スポーツ・生涯学習・文化・芸術に関連する施策が求められています。これまでの音楽によるまちづくりやスポーツ振興などの取り組みを継続するとともに、今後は更なるスポーツ・生涯学習・文化・芸術の施策の充実を図り、こどもから高齢者まで、年齢問わず誰もが生涯にわたり、学び活躍できる環境づくりが必要となります。

(7) 企業誘致による職住近接の環境整備

本町でも新型コロナウイルスの影響により、テレワークの在宅勤務が増え、サテライトオフィスなど職住近接のニーズの高まりがみられます。また、本町では、約7割の人が町外に就職しており、転出者調査では、不満として「働く場所が少ない」「職場や学校が遠い」などが挙げられています。

今後も（都）東埼玉道路と（都）浦和野田線の結節点付近の土地利用は引き続き推進しつつ、主に東埼玉道路の整備に伴い、商工業の活性化、職住近接の環境整備、税収面、乱開発の防止などの観点から、企業誘致による職住近接のまちづくりを進めていく必要があります。

(8) 公共交通の利便性の向上

町民意識調査や町民懇話会において、「公共交通の利便性の向上」は最も高い町民ニーズとなっており、今後、町が取り組むべき最優先事項の一つとして挙げられています。現在、町の主な公共交通であるバス・タクシー網を今後も維持し、持続可能な公共交通を実現するとともに、買い物不便地域などにおける支援、通勤・通学、通院など利用者の多様なニーズに応えることができる公共交通の利便性の向上が求められています。

また、(都)東埼玉道路を中心とした広域幹線道路の整備促進や鉄道の誘致は町内外の交流・連携の拡大、利便性の向上につながることから、今後も継続して進めていく必要があります。

(9) 生活基盤の整備と安全・安心のまちづくり

町民意識調査や町民懇話会において、「道路環境」「生活排水処理整備」などの日常生活に直結する生活基盤整備に関する要望も多く挙げられています。

町民が快適に生活できるように、また、災害などに備えるため道路、公園、上下水道などの適切な生活基盤整備が必要となります。

また、町民懇話会では、主に水害などの自然災害を心配する意見も寄せられました。今後は激甚化する災害に対応するため強くしなやかな防災への取り組みが重要となります。

合わせて、町民の生命・財産を守り、誰もが安全・安心に暮らしていくために、交通安全、防犯、消防、消費生活相談などの取組も推進していく必要があります。

(10) 環境に配慮したまちづくり

昨今、環境問題は世界的な問題となっており、脱炭素社会の実現に向け、環境に配慮した取組を実施していくことが求められています。本町においては、豊かな自然とどかな田園風景が広がり、住みやすさ・くらしやすさの重要な要因の一つであり、また、町民意識調査でも町のイメージとして「川に囲まれたどかな田園のまち」を多くの人々があげています。自然豊かな松伏らしい風景を大切な地域資源として、世代を超えて継承していくため、環境に配慮したまちづくりを推進していく必要があります。

(1 1) DXの推進

近年、スマートフォンやタブレット端末などの普及や情報通信技術（ICT）が加速度的に発展したことで、人々の生活が大きく変化しています。今後、人工知能（AI）関連技術などの最先端技術の発展にともない、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会が実現することが予測されています。

国では、デジタル化に関する構想である「Society5.0」や「デジタル田園都市国家構想総合戦略」などが打ち出され、取り組んでいる施策や事務事業に対して、デジタルの要素を活用することにより、想定以上の効果や付加価値が創出されるものとしてデジタル化を推進しています。本町においても、自治体DXを推進し、行政サービスのオンライン化による町民の利便性の向上や業務の効率化などを推進していくとともに、個別の施策や事業にもデジタル要素を活用し、より一層効果を発揮する取り組みを推進する必要があります。

(1 2) 町の認知度向上と愛着や誇りの醸成

人口減少社会が進んでいる中、若者の転出抑制と子育て世帯の転入促進は全国の市町村において重要な課題となっています。本町においてもこれまでSNSを活用した魅力発信など、様々な取り組みを行ってきました。しかし、多くの人を呼び込み、住んでもらうところまで至っていない現状があります。

今後は町の人口減少に歯止めをかけ、交流人口だけでなく町と様々な形で関わる関係人口を増やすとともに、若者の転出を抑制し、子育て世帯の定住化を促進することが求められます。そのために、町の豊かな自然環境や、農産物などの地域資源を活用し、さらなる町の認知度の向上を図るとともに、地域への郷土愛と誇りの醸成を図る取り組みを推進するなど、これまで以上にシティプロモーションに取り組んでいく必要があります。

第2章 基本構想

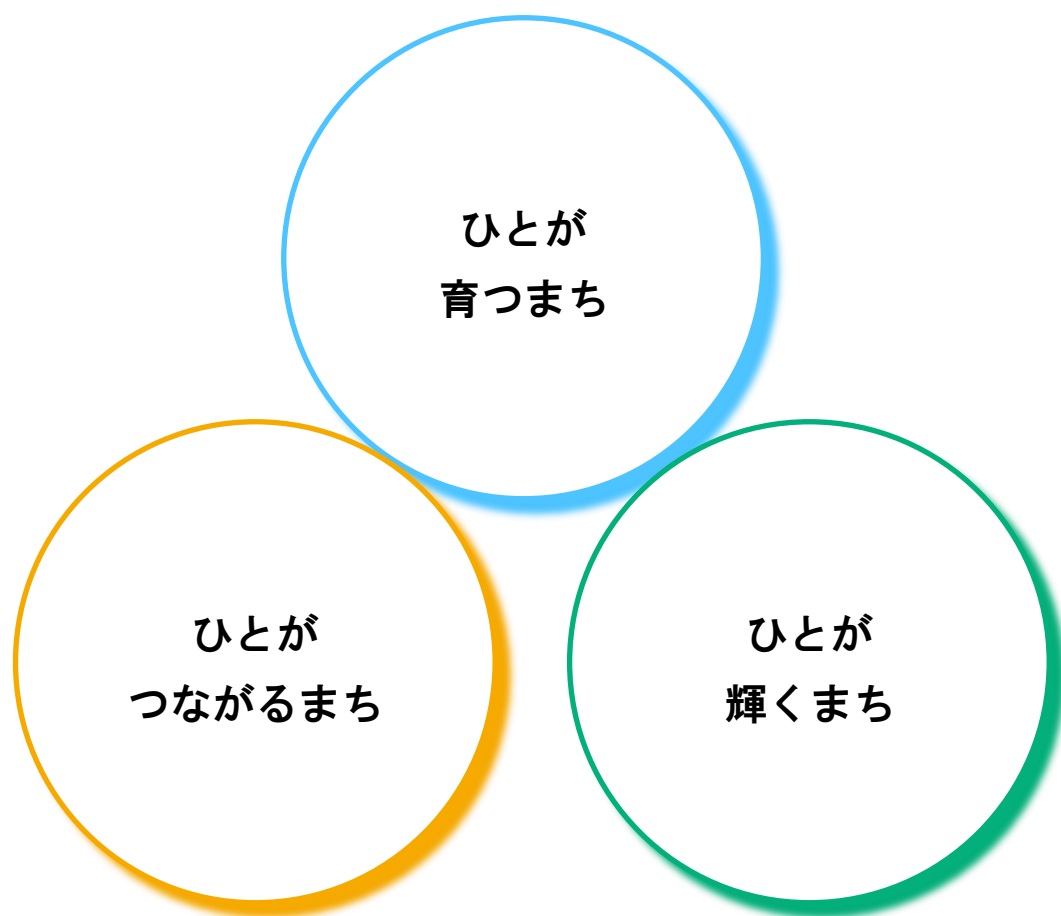
1 将来像

みんなの笑顔未来へつなぐ 緑あふれるまち まつぶし

「みんなの笑顔未来へつなぐ」は、人と人が世代や分野を超えてつながることで、みんなが生きがいを持ち、笑顔で暮らす、活気・賑わいのあるまちを次世代へつないでいくという意味が込められています。

「緑あふれるまち まつぶし」は、次の世代にも引き継いでいきたい、松伏町の豊かな自然と、松伏町に住む実感としての豊かさの意味が込められています。

2. まちづくりの基本理念



ひとが育つまち

未来を担うこどもたちが健やかに成長し、だれもが将来の夢を広げ、学び、生きる力を
はぐくむまちづくりを進めます。

ひとがつながるまち

幅広い世代がつながり、いつまでも元気で自立し、絆をもってまつぶしの良さを次世代
に継承していける魅力あふれるまちづくりを進めます。

ひとが輝くまち

活気と賑わいのある快適で安全・安心な暮らしのなかで、だれもがいきいきと輝けるま
ちづくりを進めます。

3. まちづくりの目標

体系イメージ図

将来像

みんなの笑顔未来へつなぐ 緑あふれるまち まつぶし

まちづくりの基本理念

1.ひとが育つまち

2.ひとがつながるまち

3.ひとが輝くまち

まちづくりの目標

重点戦略（リーディングプロジェクト）

大綱1

未来を担う子どもたちが健やかに育ち、
生きる力をはぐくむまちづくり

大綱2

地域で支え合い、いきいきと暮らせるまちづくり

大綱3

互いを認め合う、町民主体の
地域コミュニティ豊かなまちづくり

大綱4

活気あふれるにぎわいのまちづくり

大綱5

持続可能で利便性の高い快適空間のまちづくり

大綱6

安全・安心な暮らしのできるまちづくり

大綱7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

重点戦略（リーディングプロジェクト）

重点戦略（リーディングプロジェクト）とは基本構想の実現に向けて各施策の中でも重点的に取り組むことで、計画全体を先導していく役割を担う施策をとりまとめたものです。

本町においては以下の2つを重点戦略（リーディングプロジェクト）として基本計画に位置付けることで将来像の実現を目指します。

1)こどもや高齢者にやさしいまちづくり

安心してこどもを産み育てることができるよう、子育て家庭を支援するサービスや相談支援体制の充実を図るとともに、子育て家庭の負担の軽減などに取り組みます。また、高齢化社会が本格化する中で、複雑化する地域の生活課題を解決するため、地域ぐるみの支援体制を確立し、共に支え合い、安心して暮らせる全ての人にやさしいまちづくりに取り組みます。

2)次世代につなぐ活気と賑わいのあるまちづくり

広域幹線道路沿いの土地利用を計画的に進め、企業誘致を推進し、雇用の拡大や税収の増大を図ります。また、町民の期待の高い公共交通の拠点として、バスターミナルを併設した道の駅の設置推進や、町民の日常生活を支えるバス・タクシーの地域公共交通を維持するとともに、BRT*（バス・ラピッド・トランジット）などの将来を担う交通網の整備促進により、公共交通の充実を図り、活気と賑わいのある次世代へのまちづくりに取り組みます。

*BRT（バス・ラピッド・トランジット） バス高速輸送システム。専用道路を走行するため従来のバスの様に交通渋滞に合うことなく定時走行や自動運転が可能。利用者に高い利便性を提供する次世代のバスシステム。

大綱 1 未来を担うこどもたちが健やかに育ち、 生きる力をはぐくむまちづくり

1 子育て家庭への支援

安心してこどもを産み育てることができるよう、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期にわたる切れ目のない包括的な支援に取り組みます。

こどもに関する相談支援体制の充実や母子の健康づくりの支援、保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭の負担の軽減を図ります。

- (1) 子育て支援サービスと相談支援体制の充実
- (2) 子育て家庭の負担軽減

2 子育てを支える環境づくり

子育て世代が安心して育児や教育ができる環境の整備に取り組んでいきます。

地域で子育てに関する相互支援の輪を広げ、地域住民と行政が協力し合い、子育てを支援する仕組みづくりや、充実したこどもの居場所づくりに努めます。

- (1) 幼児教育・保育・子育て支援の一体的な推進
- (2) 地域における子育て支援
- (3) 子育て関連施策の推進
- (4) 青少年の健全育成の推進

3 特色ある学校教育の推進

こどもたち一人ひとりの個性を尊重し、生きる力を育成するとともに、郷土を誇りに思う心をはぐくみ、地域の特性を活かした特色ある教育や多様な体験機会などを提供します。

安心して学べる教育環境の充実を図る一方、地域との連携により、地域ぐるみでこどもたちを守り育てる学校づくりを推進します。

- (1) 「生きる力」をはぐくむ教育の充実
- (2) 学習しやすい教育環境の充実
- (3) 地域・家庭との連携

大綱2 地域で支え合い、いきいきと暮らせるまちづくり

1 健康づくりの推進

健康寿命の延伸を図るため、町民一人ひとりが健康の大切さを自覚し、健康に配慮する環境づくりとともに、運動やスポーツによる健康づくり、生活習慣病予防など疾病の早期発見及び予防の推進など地域保健の充実を図ります。

感染症などにも迅速に対応できるよう、関係機関とのネットワーク化により地域医療体制の整備を図ります。

- (1) 健康づくり活動の支援
- (2) 高齢者の健康づくりの支援
- (3) 地域保健の充実
- (4) 地域医療体制の拡充

2 地域共生社会の推進

住み慣れた家庭や地域で誰もが安心して自立した暮らしができるよう、多様なニーズに応じたきめ細かな相談体制の充実を図るとともに、地域での支え合い・助け合いの輪を広げ、安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現を目指します。

生活困窮者が自立し、安定した生活を送ることができるよう、関係機関との連携により、支援の充実を図ります。

- (1) 重層的支援体制の推進
- (2) 地域福祉の活動の推進

3 高齢者福祉の推進

高齢者が元気で生き生きと暮らすことができるよう、地域包括ケア体制の充実や健康・医療・福祉が連携した生活支援と介護予防を推進します。

高齢者が元気で暮らすことができるよう、生きがいや活躍の場づくりなど社会参加の促進を図ります。

- (1) 地域包括ケア体制の充実
- (2) 生活支援と介護予防の推進
- (3) 生きがいづくり・活躍の促進
- (4) 在宅介護支援の推進

4 障がい者（児）福祉の推進

障がい者（児）が自分らしく、住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう、就労、相談、地域生活支援の充実などを図ります。

- (1) 自立と社会参加の促進
- (2) 相談支援の充実
- (3) 地域生活支援の拡充

5 社会保障制度の健全運営

関係機関と連携して医療保険制度や介護保険事業の適正な運営を図る一方、的確な国民年金制度の情報提供により、啓発を図ります。

- (1) 医療保険制度の適正な運営
- (2) 介護保険制度の適正な運営
- (3) 国民年金の啓発

大綱3 互いを認め合う、町民主体の地域コミュニティ

豊かなまちづくり

1 人権の尊重

個人の価値観の多様化が進む中で、一人ひとりが個性を認め合い、互いの人権を尊重する社会づくりを推進します。

- (1) 啓発・教育活動の推進
- (2) 人権相談体制の充実

2 多様性の尊重とジェンダー平等の推進

固定的な役割分担意識の是正を促進するとともに、性の多様性への理解を促進します。女性活躍推進や働き方改革など社会の転換期にあって、性別にかかわらず、あらゆる分野に参画することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- (1) 多様性の尊重
- (2) 男女共同参画の推進
- (3) 男女が共に活躍できる環境づくり

3 協働によるまちづくり

まちづくりに関する情報を、わかりやすく効果的に発信するとともに、町民と行政の協働のまちづくりに向け、ともに考え、実践する仕組みの構築や活動団体などへの支援を図ります。

- (1) 町民参画の仕組みづくり
- (2) 協働の担い手の育成

4 地域コミュニティの推進

地域コミュニティ活動や地域住民主体の地域づくりを支援するとともに、自治体活動の活性化を促進し、将来にわたり持続可能な地域運営の推進を図ります。また、多文化共生について広く啓発を行い、外国籍住民へのコミュニケーション支援などに努めます。

- (1) コミュニティ意識の啓発
- (2) 自治会活動の活性化の促進
- (3) 多文化共生の推進

5 スポーツ・芸術・文化活動の推進

地域スポーツ活動を通じて、こどもから高齢者まで、誰もがスポーツなどを楽しみ、健康で生き生きと暮らせるよう、スポーツ・レクリエーション活動の普及啓発を図ります。

芸術・文化は人生を豊かにすることから、様々な文化芸術活動への支援や親しむ機会の提供に努めるとともに、町民一人ひとりが生涯にわたり、学び続けることができ、一人ひとりの知識や経験、学習の成果を生かすことのできるまちづくりを推進します。

また、町民一人ひとりが広い視野を持ち、国内・国外を問わず、交流活動を支援します。

- (1) 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実
- (2) 芸術・文化活動の充実
- (3) 多様な学習機会の提供
- (4) 広域交流の充実

大綱 4 活気あふれるにぎわいのまちづくり

1 農業の振興

消費者との結びつきを強める地産地消、体験型農業、6次産業化などの取り組みにより活性化を図ります。

合わせて、農業をけん引する担い手の確保や農地の保全・有効利用を推進し、農地の利用集積を図ることで経営の大規模化、スマート農業の導入により持続的に農業が行われる環境づくりに努めます。

- (1) 農業経営を担う人材確保
- (2) 農地の保全・有効利用
- (3) 経営の効率化

2 商工業の振興

企業誘致については、(都)東埼玉道路と(都)浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ付近を新市街地区域として、引き続き土地利用を推進します。また、(都)東埼玉道路の整備に伴い、(都)浦和野田線を含めた広域幹線道路沿いの土地利用を計画的に進め、職住近接を目指した企業誘致を推進します。

商工業については、衰退しつつある既存商工業者に対し、商工会などと連携し、経営相談や事業資金に対する支援などを行い、持続的な事業継続を図ります。

一方、新たに創業しようとする者や創業後間もない事業者に対しても、同様の支援を行い、若い活力ある産業の育成を図ります。

また、ふるさと納税制度を活用した製品情報を町内外に発信することにより、販路拡大に繋げ、地場産業の活性化を図ります。

観光振興については、町民まつりなどの実施、ホームページやふるさと納税制度などを利用した推奨特産品を始めとした地域資源のPRを積極的に行うとともに、活力ある地域のにぎわいを創出するため、町民の期待の高い公共交通の拠点として、田島地区にバスターミナルを併設した道の駅の設置を推進します。

また、埼玉県物産観光協会などと連携し、交流人口を呼び込む取り組みを推進します。

- (1) 企業誘致の推進
- (2) 商工業の活性化
- (3) 観光振興への取り組み

3 雇用の促進と勤労者支援

近年の感染症の影響や情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展に伴う労働環境の変化に応じた雇用促進、また、企業誘致や創業による新たな雇用の創出や、職住近接によるゆとりある生活の促進を支援します。

また、女性や高齢者が活躍しやすい職場づくり、長時間労働の改善、年次有給休暇の促進などの労働環境の改善、健康管理事業や福利厚生事業の向上を支援します。

更に商工会などと連携し、勤労者に係る各種制度の周知を図ります。

- (1) 雇用安定の促進
- (2) 勤労者支援の推進

大綱5 持続可能で利便性の高い快適空間のまちづくり

1 地域の特性にあったまちづくりの推進

自然や田園風景の大切さを町全体で共有しながら、自然環境と都市的環境が調和した、持続可能でコンパクトなまちづくりを目指し、都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づく市街地整備や自然と調和した良好な住環境づくりを推進します。

美しい景観の保全や特色あるまちなみ景観の形成に向け、地域を主体とする取組みを支援します。

- (1) 適切な土地利用の推進
- (2) 地域の特徴に合ったまちづくりの推進
- (3) 景観の保全・活用
- (4) 特色あるまちなみ景観の形成

2 道路網の整備

まちの骨格を形成する広域的な幹線道路の整備を促進します。町道については、計画的な整備と適切な維持管理により、安全で快適な道路環境づくりを図ります。

- (1) 幹線道路の整備
- (2) 生活関連道路の整備
- (3) 道路環境の整備

3 持続可能な公共交通の整備と拠点づくり

地域公共交通の維持・確保を図るとともに、BRT（バス・ラピッド・トランジット）など将来を担う交通網の整備、町民の期待の高い公共交通の拠点として、バスターミナルを併設した道の駅の整備推進、DXを活用した新たなモビリティ環境の整備など今後のまちづくりを踏まえた公共交通の充実に取り組みます。また、高速鉄道東京8号線の整備を促進します。

- (1) 地域公共交通の維持と環境整備
- (2) 高速鉄道東京8号線の整備促進

4 快適な生活環境

町民の誰もが快適さを実感できるよう、地域の特性に応じた下水処理システムの普及拡大や適正な維持管理による長寿命化を推進します。また、局地的大雨による浸水対策や水道水の安定供給を図ります。

- (1) 下水道施設の利用促進と長寿命化
- (2) 下水道雨水幹線等の整備と長寿命化
- (3) 合併処理浄化槽の設置促進と維持管理
- (4) 上水道の充実

5 水と緑のネットワークの形成

こどもから高齢者まで、誰もが利用しやすく多くの町民に愛されるよう、公園・緑地の整備充実、緑化の推進を図ります。

また、生活にうるおいを与える水辺空間の利用促進に努めます。

- (1) 公園・緑地の整備充実
- (2) 緑化の推進
- (3) 水辺空間の利用促進

大綱6 安全・安心な暮らしのできるまちづくり

1 環境にやさしいまちづくりの推進

脱炭素社会の実現など、地球規模の環境問題への取り組みに対しては、行政だけでなく、地域ぐるみの理解と取り組みが必要となることから、「町民」、「事業者」、「地域」など、全ての主体が環境配慮意識を高め、連携しながら、持続可能な地域環境の実現に向けた取り組みを図ります。

また、快適な生活環境を保全、創出するため、地域における自主的な環境美化活動の支援に努めるとともに、空き家、空き地などについて、予防的対策としての意識啓発や利活用促進を図ります。

- (1) 未来につながる地域環境の実現
- (2) 快適な生活環境の保全と創出
- (3) 環境負荷の低減

2 資源循環社会の推進

循環型社会の推進には、町民、事業者、行政の連携と取り組みが必要となることから、ごみの減量・再使用・再生利用といった4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）活動に関する情報発信に努め、ごみの排出抑制と再利用を推進します。

また、新たに整備したリサイクルセンターの効果的な活用と適切な維持管理により、ごみの資源化率向上と安定的なごみ処理体制の構築を図ります。

- (1) ごみの排出抑制と資源化の推進
- (2) 安定的なごみ処理体制の構築

3 交通安全・防犯体制の充実

警察をはじめ関係機関と連携して、交通安全意識の啓発、自転車安全対策など交通安全対策の推進や、防犯意識の高揚、防犯活動の推進など地域ぐるみの防犯力の向上を図ります。

- (1) 交通安全の推進
- (2) 防犯体制の強化

4 防災・消防・救急対策の充実

災害発生時に生命や財産を守ることができるよう、大規模災害に備え、地域防災力や減災意識の向上とともに治水対策などを図り、災害に強いまちづくりを推進します。

また、複雑・多様化する災害に対応し、消防・救急体制の充実を図ります。

- (1) 防災体制の強化
- (2) 災害に強いまちづくりの推進
- (3) 消防・救急体制の充実

5 安全な消費生活への支援

広報や出前講座などによる情報提供や啓発活動を行い、近年多く見られる高齢者に対する特殊詐欺、インターネットを介したトラブル、成年年齢引き下げに伴う契約問題などに巻き込まれない、消費生活に対する正しい知識や技能を身に付けた自立した消費者を増やすとともに消費生活センターの周知や相談員のスキルアップなど、消費者相談体制の充実を図ります。

- (1) 消費者の自立の支援
- (2) 消費者相談体制の充実

大綱 7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

1 効率的な行政運営

多様化・複雑化する行政課題に的確に対応することができるよう、時代に即した組織改編や業務の効率化を図ります。また、SDGs の理念である、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に貢献できるよう、SDGs の17のゴールに照らして、総合振興計画の各施策を推進していきます。

- (1) 効率的な行政運営
- (2) SDGs 達成への貢献

2 健全な財政運営

財政については、町税をはじめとする自主財源の確保や ICT などを活用したサービスの見直しなど持続可能な財政運営に取り組みます。

- (1) 計画的な財政運営
- (2) 財源の確保
- (3) 財政健全化の推進

3 広域行政の推進

広域化する行政需要に対応し、関係自治体との連携・協力を推進します。

- (1) 近隣自治体との連携強化
- (2) 広域処理業務の充実

4 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

行政のデジタル化を推進するとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）に伴う社会の変化に柔軟に対応したまちづくりを推進します。

- (1) 行政のデジタル化の推進
- (2) デジタル技術を活用したまちづくり

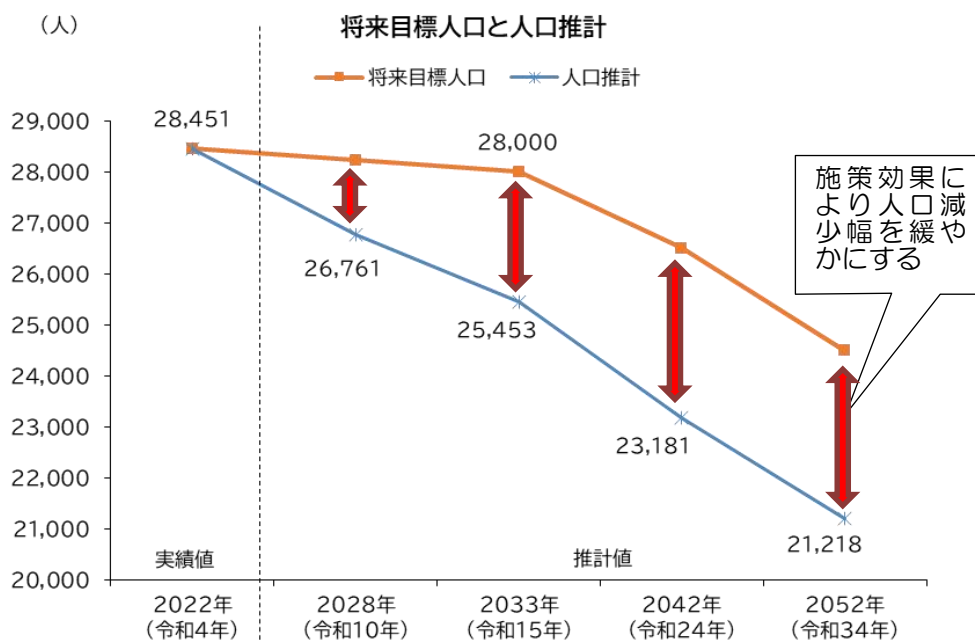
5 シティプロモーションの推進

町の豊かな自然環境や、特産品や農産物などの地域資源を活用し、地域への郷土愛と誇りの醸成を図るとともに、町の認知度向上を図る取り組みを推進するなど、戦略的にシティプロモーションを推進します。

- (1) 地域への愛着や誇りの醸成
- (2) 魅力の情報発信

4. 将来目標人口

第6次総合振興計画における人口推計は、住民基本台帳の数値を基にコーホート要因法により、基準人口の2017年（平成29年）と2022年（令和4年）の実績値を基に算出しています。本計画の目標年次である2033年（令和15年）の人口は、人口推計においては約25,500人程度、2042年（令和24年）の人口は約23,000人程度、2052年（令和34年）の人口は約21,000人程度となることが予想されます。第6次総合振興計画では、土地利用構想に記載した松伏田島産業団地の整備などを進めている「職住近接と核づくりによる新市街地区域」の開発は引き続き推進しつつ、新たに3箇所の土地利用検討エリアの開発を検討します。合わせて子育て支援や学校教育、福祉の充実、企業誘致やシティプロモーションの推進、公共交通施策の充実など本計画に位置付けた施策を実施します。これらの施策効果を想定した場合は、2033年（令和15年）の将来目標人口は28,000人となり、人口減少幅が緩やかになります。



人口推計の説明

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の数値を基に、町の住民基本台帳の実績値でコーホート要因法により推計した数値。

	実績値		人口推計			
	2017年 (平成29年)	2022年 (令和4年)	2028年 (令和10年)	2033年 (令和15年)	2042年 (令和24年)	2052年 (令和34年)
総数	29,989	28,451	26,761	25,453	23,181	21,218
0～14歳	3,708	2,923	2,473	2,474	2,852	2,935
15～64歳	18,348	17,030	15,723	14,258	10,810	9,605
65歳以上	7,933	8,498	8,565	8,721	9,519	8,678

5. 土地利用構想

恵まれた自然環境を活かしつつ、秩序あるまちの発展を図るため、次の4地域に区分し、土地利用を図っていきます。

また、地域の活性化を図るため、「活性化推進地区」を位置づけ、重点的に土地利用などを図っていきます。

自然環境活用地域

水と緑を活用した憩いと交流の場を形成します。

①水辺空間活用地区

江戸川、大落古利根川、中川の沿川については、豊かな水辺空間を保全することを基本とし、町民の憩いの空間として活用します。

②公園関連地区

まつぶし緑の丘公園、松伏記念公園・総合公園については、より多くの町民の憩いの拠点となるよう公園機能の向上を図り、交流の活性化を促進します。

田園環境活用地域

農業の振興と生活環境の改善の両立を目指します。

③農業活性化地区

中川沿いに広がる米作地帯では、農業の担い手への土地利用集積を促進します。

④農住環境調和地区

地産地消などによる都市型農業を推進するとともに、住宅地は、道路や排水路などの整備を進め、周辺との調和を図りながら生活環境の改善を図ります。

市街地環境整備地域

現在の市街化区域は、人口が集中している地区として、一戸建て中心の良好な居住環境の整備や保全に努めます。

⑤市街地住環境形成地区

土地区画整理事業の実施などにより都市基盤施設が比較的整っている地区は、適切な維持管理を進め、居住環境の水準の維持に努めます。

既存の住宅地は、生活道路の改善や小公園の整備などを進め、地区の特色を活かした快適な居住環境の形成を目指します。

⑥商業集積地区

住宅地のなかに商業施設などがまとまって立地している地区については、周辺の住環境や道路網の整備などを進め、集客力の向上を側面から支援します。

⑦沿道サービス地区

周辺の住環境に配慮しながら、沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

(都)東埼玉道路沿いの地域についても、道路開通による交通量増加などの地理的ポテンシャルが期待されることから、周辺環境との調和を図りながら、沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

産業集積地域

⑧産業団地

大川戸地区産業団地や松伏田島産業団地では、適切な環境の整備に努めます。

また、東埼玉テクノポリスや松伏工業団地をはじめとした既存産業団地の有効活用を図るとともに、必要に応じて拡張を検討し、企業誘致を推進します。

「活性化推進地区」

職住近接と核づくりによる新市街地区域

(都)東埼玉道路と(都)浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ周辺は、計画的な土地利用を推進しつつ、職住近接を目指した企業誘致を進めます。

また、松伏らしい文化や地域資源を対外的に発信するとともに、町民の生活活動の拠点として、町民の期待の高い公共交通の拠点として、バスターミナルを併設した道の駅の設置を推進していきます。

更に、高速鉄道東京8号線の松伏新駅を想定した、町のシンボルとなり、コミュニティの要となる交流の場づくりを目指した核づくりに努めます。

北部地区の拠点区域

北部サービスセンターとその周辺地域を北部地区の拠点として位置づけ、多くの町民が集える憩いの場としての機能を充実させ、地域の活性化を図ります。

行政・防災拠点区域

町の行政サービス提供の拠点である役場や、大規模災害時などにおいて防災拠点となる防災備蓄センターについて機能の充実に努めます。

土地利用検討エリア

「職住近接と核づくりによる新市街地区域」の土地利用は引き続き推進しつつ、新たに(都)東埼玉道路の整備に伴い、①町北部の(都)東埼玉道路沿い、②町南部の(都)東埼玉道路沿い、③町南西部の(都)浦和野田線付近の広域幹線道路沿線の3箇所について今後、企業誘致などの土地利用を検討します。

